

平成 25 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 130 号
地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案について … 1

◎ 所管事項説明

- 1 『平成 25 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等
に係る意見」への回答について …… 2 1
- 2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について …… 2 5
- 3 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
(1) 三重県総合文化センター …… 2 7
(2) 三重県環境学習情報センター …… 3 1
(3) みえ県民交流センター …… 3 7
(4) 三重県交通安全研修センター …… 4 1
- 4 新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について …… 4 7
- 5 新県立博物館の開館に向けた取組について …… 5 3
- 6 「三重県地球温暖化対策推進条例」（案）の骨子について …… 6 3
- 7 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に係る県のビジョン
について …… 7 3
- 8 三重県環境基本条例の改正について …… 7 7
- 9 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告に
ついて …… 9 1
- 1 0 三重県男女共同参画施策の年次報告について …… 9 5
- 1 1 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（仮称）骨子案について …… 1 0 1
- 1 2 ごみゼロ社会実現プランの進捗に係る点検・評価について …… 1 0 3
- 1 3 各種審議会等の審議状況について …… 1 0 9

- 別冊 1 三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について（答申）
別冊 2 E V・P H V用充電器整備のためのビジョン
別冊 3 2013(平成 25)年度版 第二次人権が尊重される三重をつくる行動
プラン年次報告

平成 25 年 10 月 3 日

環境生活部

1 議案第130号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案について

1 制定の背景

特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）は、地域における課題を解決するため、保健・医療・福祉、まちづくり、子どもの健全育成などの分野で、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動を行い、公益の増進に寄与する活動を展開しています。

県内のNPO法人数は、年々増加しており、現在、約660法人となっていますが、多くの法人が財政基盤の脆弱性、人材の不足、社会的認知度の低さなどの課題を抱えています。

平成23年、NPO法人への寄附の一層の促進のため、地方税法が改正され、各自治体が住民の福祉の増進に寄与するNPO法人を、条例において個別に指定することにより、当該法人に対する寄附金を、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようになりました。

また、認定NPO法人の認定基準のうち、「広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準」（PST基準）に、条例によるNPO法人の個別指定が追加され、認定NPO法人の認定が受けやすくなりました。

このような状況を受け、寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準及び手続等を定める条例を制定し、NPO法人の活動基盤の強化を図り、地域における活動を促進していきます。

2 制定の趣旨

地方税法第三十七条の二第三項の規定により、同条第一項第四号の住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人を、別に条例で定めるための基準等に関し、必要な事項を定めます。

3 条例の概要

第1章 総則	(第1条) 趣旨 (第2条) 定義
第2章 指定の基準及び手続	(第3条) 指定の申出 (第4条) 指定の手続を行う基準等 (第5条) 合併特定非営利活動法人に関する適用 (第6条) 欠格事由
第3章 指定後の手続等	(第7条) 指定の通知等 (第8条) 指定の更新の申出 (第9条) 変更の届出又は申出等 (第10条) 申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び閲覧等 (第11条) 役員報酬規程等の提出 (第12条) 役員報酬規程等の公開 (第13条) 指定特定非営利活動法人の合併
第4章 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会	(第14条) 設置 (第15条) 組織 (第16条) 委員 (第17条) 委員長及び副委員長 (第18条) 会議 (第19条) 庶務 (第20条) 委任
第5章 雑則	(第21条) 報告及び検査 (第22条) 勧告、命令等 (第23条) 指定の取消しのために必要な手続等 (第24条) 警察本部長への意見聴取等 (第25条) 協力依頼 (第26条) 委任

4 施行期日

公布の日から施行します。

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案

1 条例制定後のスケジュール

- (1) 平成25年10月中旬～12月頃
NPO法人への周知、相談対応、申出の受付、審査等
- (2) 平成26年2月
2月定例会で、指定NPO法人の指定条例案を提出
- (3) 平成26年3月
認定NPO法人の認定申請受け付け、認定審査、認定

2 認定NPO法人と指定NPO法人の比較

	認定NPO法人	指定NPO法人
基準	①3つのPST基準*のうち、いずれかを満たす ・総収入に占める寄附の割合が20%以上 ・年平均の寄附金が3,000円以上の寄附者が100人以上 ・条例によるNPO法人の個別指定	①県内に主たる事務所 ②寄附金を充当する予定の事業の基準 ③公益性に関する基準
	②7つの組織・運営基準を満たす	④認定NPO法人制度と同一 (組織・運営に関する基準)
更新までの期間	認定の日から5年間(5年ごとに更新)	認定NPO法人制度と同一
申請可能な法人	全てのNPO法人 (設立後1年を超える期間を経過)	認定NPO法人制度と同一
税制優遇	<所得税> ① 個人が寄附をした場合の寄附金控除 ② 法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③ 相続人が寄附をした場合の非課税 ④ 認定NPO法人自身のみなし寄附金 <住民税> 個人の寄附の場合、寄附金控除	<所得税> なし <住民税>個人が寄附をした場合の寄附金控除 (寄附者の住所地の区市町条例で、寄附先となるNPO法人を、個別に指定している場合のみ)

*PST基準(パブリック・サポート・テスト)：広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案（第4条第1項関係） 指定基準（案）

	号	指定基準項目
住 所	1	県内に主たる事務所を有すること
寄附金 充当事業	2	寄附金を充当する予定の事業の内容が、NPO法人の活動分野（NPO法別表第1号から第19号まで、三重県条例第27条各号）の活動であって、次に掲げる基準に適合していること イ 定款の目的に適合した事業であること ロ 県内で実施される事業であること ハ 地域の課題の解決に資するものであること
公益性に 関する 基準	3	県民等に対して特定非営利活動に係る情報を提供した実績として、次に掲げる基準のいずれかに適合していること イ テレビ若しくはラジオ又は新聞若しくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用した情報提供の回数（規則：年2回以上） ロ インターネット等により、特定非営利活動に係る情報を提供した回数（規則：年4回以上） ハ 県民等に配布し、又は閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認められる印刷物を設置した施設の数（規則：年5箇所以上） ニ 県民等を対象として主催したセミナー又はイベントにおいて情報提供した回数（規則：年4回以上）
	4	県民等から支持されている実績又は他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績について次に掲げる基準のいずれかに適合していること イ 組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントの運営に係るボランティア活動をした者の数（規則：延べ年100人以上、かつ実人数が年10人以上） ロ 寄附を3,000円以上した者の数（規則：年50人以上） ハ 県民等を対象として主催したセミナー又はイベントに参加した者の数（規則：延べ年100人以上） ニ 他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携又は協働により実施された事業の回数（規則：年1回以上）
	5	地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が、次に掲げる基準のいずれかに適合していること（規則：年6月以上の期間） イ 県内で継続的に実施した実績があると認められること ロ 県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的に実施することが見込まれること

組織・運営に関する基準	6	事業活動において、右に示す共益的な活動が50%未満であること	イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
			ロ 事業活動に伴う便益の及ぶ者が会員等特定の範囲の者である活動
			ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
			ニ 特定の者の意に反した活動
	7	運営組織および経理が適切であること	イ 役員のうち親族関係を有する者等人数÷役員総数 $\leq 1/3$ 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等の人数÷役員総数 $\leq 1/3$
			ロ 各社員の表決権が平等であること
			ハ 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、帳簿及び書類を備え付けて取引を記録し帳簿を保存していること
			ニ 適正な経理を行っていること
	8	事業活動の内容が適正であること	イ 宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていないこと
			ロ 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと
			ハ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 $\geq 80\%$
			ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額 $\geq 70\%$
	9	情報公開を適切に行っている(閲覧すること)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
			ロ 指定基準等に適合する旨・欠格事由に該当しない旨を説明する書類、寄附金を充当した事業の内容に関する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項等を記載した書類、助成金支給・海外送金などにより作成した書類の写しなど
	10	三重県への事業報告書等の提出	事業報告書等(会計、役員名簿等)
	11	不正行為等	法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
12	設立後の経過期間	申出をする事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること	

地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の制定

■背景

- ◎活動基盤は脆弱
- ◎継続的な活動が困難

■NPO法人への寄附促進のための法律の改正

- ① 地域における活動を支援するため、地方税の寄附金控除の対象に、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金を追加(地方税法)
- ② 認定NPO法人の認定基準に、事務所所在地の自治体で条例指定されていることを追加(NPO法)

■検討委員会

- ①NPO法人へのアンケート調査の実施
- ②指定基準等の検討

■経緯

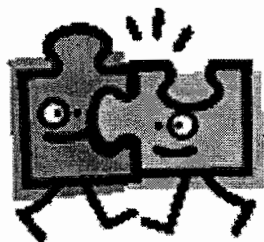
- ①NPO法人の意見を反映
- ②市町との意見交換の実施



東海3県で初の制定
(市町村除く)

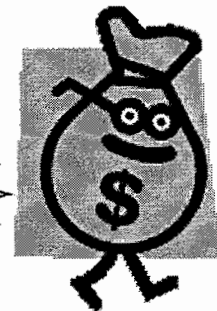
■認定NPO法人へのステップとなる制度

県条例で指定されたNPO法人は、すみやかな手続きで認定NPO法人となる
(申請予定 約30法人)



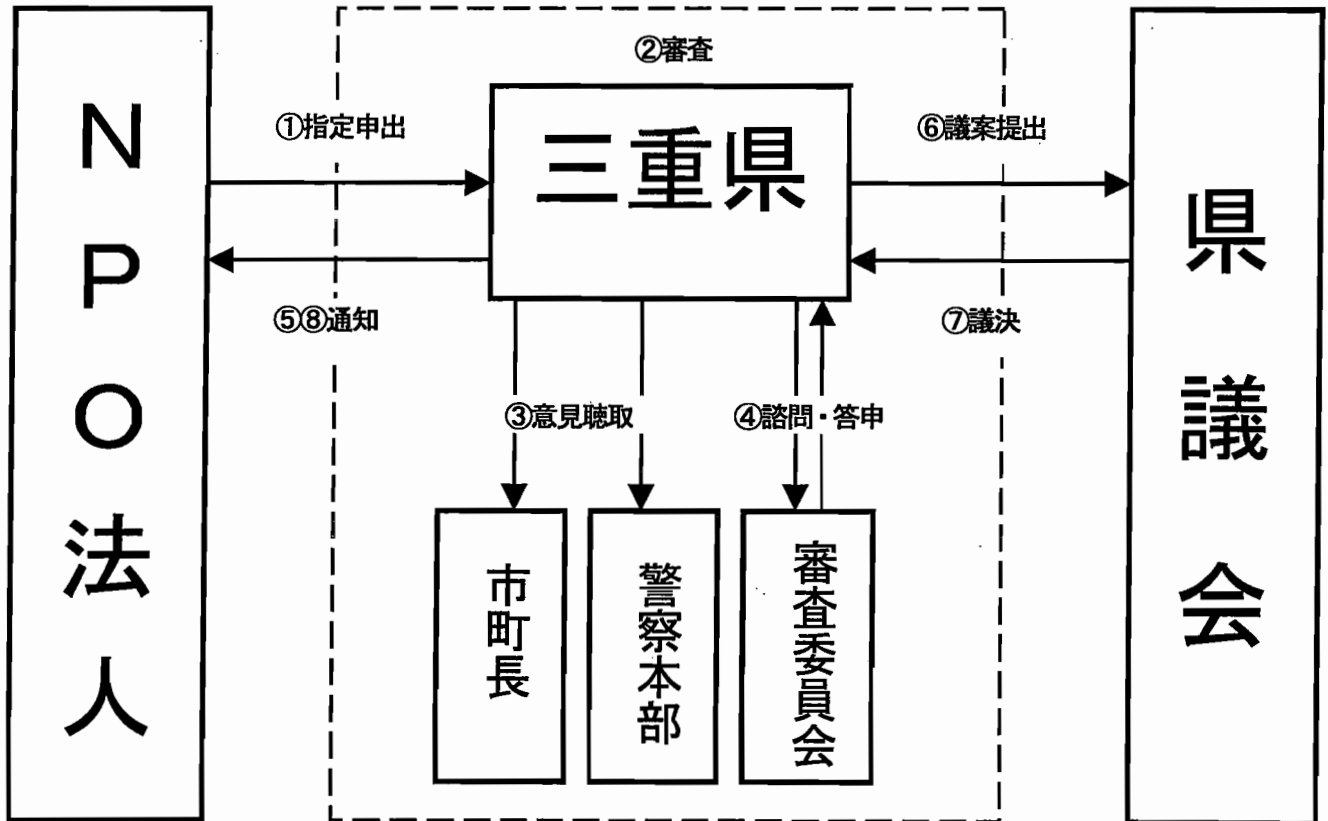
税優遇を最大限受けて、NPO法人への寄附は増加の見込み

(税優遇: 国税(所得税)・地方税(県民税・市町村民税)で最大50%)



特定非営利活動法人の指定手続の概要

地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案



地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案

右提出する。

平成二十五年九月十三日

三重県知事 鈴木英敬

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 指定の基準及び手続（第三条―第六条）

第三章 指定後の手続等（第七条―第十三条）

第四章 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会（第十四条―第二十条）

第五章 雑則（第二十一条―第二十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第三項の規定により、同条第一項第四号の住民の福祉の増進に寄与する寄附金（以下単に「寄附金」という。）を受け入れる特定非営利活動法人を、別に条例で定めるための基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、地方税法及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において「指定」とは、寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を条例で定めることをいう。

第二章 指定の基準及び手続

（指定の申出）

第三条 地方税法第三十七条の二第三項の規定により寄附金を受け入れようとする特定非営利活動法人（以下「申出者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

一 申出者の名称並びに主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

二 申出者の代表者の氏名

三 申出者の設立日

四 申出者が現に行っている事業の概要

五 申出者が特定非営利活動を行う市町の区域

六 その他規則で定める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第六条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

二 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（指定の手續を行う基準等）

第四条 知事は、前条第一項の規定による申出書の提出があつた場合において、申出者が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申出者について、指定の手續（指定のために必要な手續をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

一 県内に主たる事務所を有すること。

二 寄附金を充当する予定の事業の内容が、法別表第一号から第十九号まで又は三重県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年三重県条例第四十三号）第二十七条各号に掲げる活動であつて、次に掲げる基準に適合していること。

イ 定款の目的に適合した事業であること。

ロ 県内で実施される事業であること。

ハ 地域の課題の解決に資するものであること。

三 実績判定期間において、県民、事業者その他の地域社会の構成員（以下この号及び次号において「県民等」という。）に対して申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した実績として次に掲げる基準のいずれかに適合していること。

イ テレビ若しくはラジオ又は新聞若しくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用して申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した回数が、規則で定める数以上であること。

ロ インターネットの利用その他の適切な方法により、申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した回数（当該申出者の行う活動への参画方法又は当該活動への参加方法が併せて提供されているものに限る。）が、規則で定める数以上であること。

ハ 県民等に配布し、又は閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認められる印刷物（申出者の特定非営利活動に係る情報が記載されているものに限る。）を設置した施設（不特定多数の者が利用するものに限る。）の数が、規則で定める数以上であること。

ニ 申出者が県民等を対象として主催したセミナー又はイベントその他これらに類するもの（次号において「申出者が主催したセミナー等」という。）において、当該申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した回数が、規則で定める数以上であること。

四 実績判定期間における特定非営利活動について、県民等から支持されている実績又は申出者以外の特定非営利活動法人、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の地縁による団体（以下この号において「地縁による団体」という。）、事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績について次に掲げる基準のいずれかに適合していること。

イ 申出者の組織運営に係る活動又は申出者が主催したセミナー等の運営に係るボランティア活動をした者（当該申出者から給料、報酬その他これらに準ずる対価を得ている者を除く。）の数が、規則で定める数以上であること。

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金に限る。以下この号において同じ。）の額の総額（当該同

- 一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出者の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下この号において同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）が、規則で定める数以上であること。
- ハ 申出者が主催したセミナー等に参加した者（規則で定める者を除く。）の数が、規則で定める数以上であること。
- ニ 申出者以外の特定非営利活動法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携又は協働により実施された事業の回数が、規則で定める数以上であること。
- 五 実績判定期間における特定非営利活動について、地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が、次に掲げる基準のいずれかに適合していること。
- イ 一年以内の範囲内において規則で定める期間、県内で継続的に実施した実績があると認められること。
- ロ 一年以内の範囲内において規則で定める期間、県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的に実施することが見込まれること。
- 六 実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が百分の五十未満であること。
- イ 会員等に対する資産の譲渡等、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）
- ロ 事業活動に伴う便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- (1) 会員等
- (2) 特定の団体の構成員
- (3) 特定の職域に属する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 七 運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数に占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
- (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係にある者
- (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係にある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係にある者

- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けて当該帳簿及び書類に申出者が行った取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ 申出者が支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと。
- 八 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係にある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の額を占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 九 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 前条第二項各号に掲げる書類並びに第十条第二項第二号から第五号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類
- 十 各事業年度において、事業報告書等を法第二十九条の規定により知事に提出していること。
- 十一 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 十二 前条第一項の申出書を提出した日の属する事業年度の初日において、申出者の設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 十三 実績判定期間において、第七号、第八号イ及びロ並びに第九号から第十一号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に指定をされていない期間が含まれる場合には、当該期間については第九号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 知事は、前項の規定により指定の手続を行うときは、あらかじめ、市町長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により指定の手続を行うときは、あらかじめ、第十四条に規定する三重県指定特定非営利活動法人審査委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の「実績判定期間」とは、前条第一項の規定により申出をした日の属する事業年度の直前に終了した事業年度の末日以前五年（申出者が指定をされたことがない場合にあつては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第五条 前二条に定めるもののほか、申出者が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人であつて、第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日において当該合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に關し必要な事項は、規則で定める。

（欠格事由）

第六条 第四条第一項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する申出者については、指定の手続を行わないものとする。

一 申出者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 指定をされた特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）がその指定を取り消された場合において、当該取消の原因となつた事実があつた日以前一年内に当該指定特定非営利活動法人の当該取消の原因となつた業務を行う理事であつた者で、当該取消の日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくは三重県暴力団排除条例（平成二十二年三重県条例第四十八号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第六号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。第六号において同じ。）

二 指定を取り消され、当該取消の日から五年を経過しないもの

三 申出者の定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

第三章 指定後の手続等

(指定の通知等)

第七条 知事は、指定の手続を行うことを決定したとき又は指定をされたとき若しくは指定をされなかったときはその旨を、指定の手続を行わないことを決定したときはその旨及びその理由を、申出者に対し、遅滞なく書面により通知しなければならない。

2 知事は、指定をされたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定に係る指定特定非営利活動法人に関する次に掲げる事項を公表するものとする。

一 名称並びに主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

二 代表者の氏名

三 特定非営利活動を行う市町の区域

四 指定の効力を生じた日(以下「指定日」という。)

五 その他知事が必要と認める事項

(指定の更新の申出)

第八条 指定特定非営利活動法人は、指定日(この項の規定による申出をし、次項の決定をされた場合における当該決定により指定の更新がされる日を含む。以下この条及び第十條第一項において同じ。)から起算して五年を経過する日後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとするときは、規則で定める期間(以下この項及び第二十三條第一項第四号において「更新申出期間」という。)内に、知事に指定の更新を申し出なければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内に当該申出をすることができないときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした指定特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申出をした指定特定非営利活動法人について、指定の更新の決定をしなければならない。

一 第四條第一項各号に掲げる基準(同項第十二号に掲げるものを除く。)に適合していること。

二 第六條各号(第二号を除く。)のいずれにも該当していないこと。

3 第一項の規定による申出があつた場合において、同項の経過する日までに前項の決定がされないときは、当該経過する日の翌日以後当該決定がされるまでの間は、引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行うことができる。

4 前項の場合において、第二項の決定がされたときは、更新後の指定日は、従前の指定日から起算して五年を経過する日の翌日とする。

5 第三條、第四條第二項から第四項まで、第五條及び前條の規定は、第一項の規定による申出及び第二項の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(変更の届出又は申出等)

第九条 指定特定非営利活動法人は、第三条第一項第一号に掲げる事項又は役員に変更があつた場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、法第二十五条第三項の規定による認証の申請があつた場合であつてその内容が第三条第一項第一号に掲げる事項に係るものであるとき若しくは法第二十五条第六項の規定による届出があつた場合又は法第二十三条第一項の規定による届出があつた場合においては、この限りでない。

2 指定特定非営利活動法人は、第三条第一項第二号に掲げる事項（前項の規定による役員変更を伴わない場合に限る。）又は同条第一項第五号に掲げる事項に変更があつた場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定特定非営利活動法人は、第三条第二項第二号に掲げる事業の内容を変更しようとする場合には、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に申し出なければならない。

4 知事は、名称の変更について法第二十五条第三項の認証をしたとき又は主たる事務所所在地の変更について同条第六項の規定による届出を受けたときは、当該変更のため必要な手続を行わなければならない。

5 知事は、第三項の規定による申出があつた場合において、第四条第一項第二号並びに同項第八号イ及びロに掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申出の内容が当該基準に適合する旨の決定をしなければならない。この場合において、当該申出の内容が法第二十五条第三項の規定に基づく認証の申請を必要とするときは、あらかじめ、第十四条に規定する三重県指定特定非営利活動法人審査委員会の意見を聴くものとする。

6 第七条第二項の規定は、第一項の規定による届出（その他の事務所の所在地の変更に係るものに限る。）及び第二項の規定による届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

7 第七条の規定は、第四項の手續及び第五項の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び閲覧等）

第十条 指定特定非営利活動法人は、指定をされた場合には、第三条第二項各号に掲げる書類（第八条第一項の規定による申出をし、同条第二項の決定をされた場合にあつては、同条第五項の規定により準用する第三条第二項各号に掲げる書類。以下この条及び第十条第一項において同じ。）を、指定日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度開始の日から三月を経過する日までに、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第五号までに掲げる書類についてはその作成の日の翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 一 前事業年度の寄附者名簿
- 二 前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類
- 三 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 四 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、

寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過する日の属する事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。）を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合であつて、事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過する日の属する事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

5 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、その事務所において閲覧させなければならぬ。

一 事業報告書等、役員名簿又は定款等

二 第三条第二項各号に掲げる書類

三 第二項第二号から第五号までに掲げる書類又は第三項の書類若しくは前項の書類

6 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 前項第一号に掲げる書類（事業報告書等にあつては年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を、役員名簿にあつては住所又は居所を除く。）

二 第三条第二項各号に掲げる書類（第六条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類及び役員その他個人の住所又は居所に関する事項を除く。）

（役員報酬規程等の提出）

第十一条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第五号までに掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、規則で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を知事に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第十二条 知事は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第二項各号に掲げる書類又は前条第一項若しくは第二項の書類（過去三年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、これを閲覧

させ、又は謄写させなければならない。

2 前項の規定による謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

（指定特定非営利活動法人の合併）

第十三条 指定特定非営利活動法人が他の指定特定非営利活動法人又は指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をしようとするときは、法第三十四条第三項の認証の申請に併せて、規則で定めるところにより、知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合することの決定をしなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる基準（同項第十二号に掲げるものを除く。）に適合していること。

二 第六条各号のいずれにも該当していないこと。

3 知事は、前項各号に掲げる基準に適合することを決定した場合において、必要があると認めるときは、第一項の規定による申出に係る指定特定非営利活動法人について、合併のために必要な手続を行わなければならない。

4 第三条第二項、第四条第二項から第四項まで、第七条及び第十条第一項の規定は、第一項の規定による申出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第四章 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会

（設置）

第十四条 第四条第一項各号に掲げる基準及び第二十三条第二項各号に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、知事の附属機関として、三重県指定特定非営利活動法人審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（組織）

第十五条 審査委員会は、委員七人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員）

第十六条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第十七条 審査委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第十八条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第十九条 審査委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

（委任）

第二十条 この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が審査委員会に諮って定める。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十一条 知事は、指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第四項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が第一項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、知事は、第一項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第二項又は前項の規定は、第一項の規定による検査をする職員が、当該検査により第二項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第二項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第二十二条 知事は、指定特定非営利活動法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

3 第一項の勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

4 知事は、第一項の勧告又は第二項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(指定の取消しのための必要な手続等)

第二十三条 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- 一 指定特定非営利活動法人が主たる事務所の所在地を県外に変更したとき。
 - 二 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
 - 三 偽りその他不正の手段により、指定若しくは指定の更新をされ、又は第十三条第三項の合併のために必要な手続が行われたとき。
 - 四 更新申出期間内に、第八条第一項の規定による申出をしなかったとき。
 - 五 第八条第一項の規定による申出があった場合において、同条第二項各号に掲げる基準に適合しないと認めたととき。
 - 六 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散した場合を除く。）。
 - 七 第十三条第一項の規定による申出があった場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人が同条第二項各号に掲げる基準に適合しないと認めたととき。
 - 八 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わないとき。
 - 九 前条第二項の規定による命令によって改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によつては監督の目的を達成することができないとき。
 - 十 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
 - 2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。
 - 一 法第二十九条又は第十一条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
 - 二 第四条第一項第二号、第七号、第八号イ若しくはロ又は第十一号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 三 第九条第一項若しくは第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第三項の規定に違反して申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。
 - 四 第十条第一項から第四項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - 五 正当な理由がないのに、第十条第五項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
 - 六 正当な理由がないのに、第十条第六項の規定に違反して書類を公表せず、又は虚偽の書類を公表したとき。
 - 七 第二十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 八 前項各号又は前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反したとき。
 - 3 第四条第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しのために必要な手続について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。
 - 4 第七条の規定は、第一項及び第二項の規定による指定の取消しのために必要な手続について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。
（警察本部長への意見聴取等）
- 第二十四条 知事は、次に掲げる場合に応じ、第六条第一号ニ及び第六号に規定する事由の有無について、あらかじめ、警察本部長の意見を聴くことができる。

- 一 第四条第一項の指定の手続を行う場合
 - 二 第八条第一項又は第十三条第一項の規定による申出があつた場合
 - 三 第九条第一項の規定による役員変更の届出があつた場合
- 2 警察本部長は、前項の規定にかかわらず、指定特定非営利活動法人について第六条第一号二又は第六号に規定する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該指定特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、知事に対し、意見を述べることができる。
- (協力依頼)
- 第二十五条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
- (委任)
- 第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方税法第三十七条の二第三項の規定により、同条第一項第四号の住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を、別に条例で定めるための基準等に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 「『平成25年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
132	交通安全のまちづくり	環境生活部	高齢者の死亡事故の原因を検証し、交通安全活動指導員（シルバーリーダー）を活用して高齢者に対して自覚を促すような活動に取り組まれない。	高齢者の交通事故は安全不確認などが主な原因であることから、歩行や自転車における危険な行動について仲間の高齢者に向けて指導するなど、地域における交通安全のリーダーとして活動していただくシルバーリーダーの育成・活用に取り組んでいきます。
151	地球温暖化対策の推進	環境生活部	三重県版小規模事業者向け環境マネジメントシステム（M-EMS）について、取得を促進するため、企業に対してメリットを十分理解してもらえよう、普及に取り組まれない。	M-EMS取得のメリットとして、建設工事等の総合評価方式による入札において、ISO14001と同様に加点される仕組みなどがありますが、M-EMSを取得した企業の事例について聴き取りを行い、その結果も活用しながら、啓発に努めていきます。
211	人権が尊重される社会づくり	環境生活部	人権施策に係る人員や事業が縮小されてきているなかで、隣保館が大事になってきている。県民意識調査の結果もふまえ、隣保館への支援が今のままでよいか、地域で人権課題に対応できる体制になっているのか確認されたい。	隣保館は地域における人権施策の重要な役割を担っているため、県は運営費等に対する補助を行っています。また、隣保館訪問等により、各館の状況把握に努めるとともに、人権センターにおける職員研修の実施等、人材育成についても引き続き取り組んでいきます。
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	環境生活部	ボランティアバスによる東日本大震災の被災者・被災地支援等が終了することは理解できるが、被災地から要請があったときはすぐに動けるように体制整備をしておくべきである。被災者同士でないからできる支援がある。	これまでの活動を地元が主体的、持続的に担っているよう、現在、活動を地元に移すなどして、現地の体制づくりを行っています。今後は、「支援から交流へ」との考え方に立ち、企業や団体等の自主的な支援活動と連携を図るとともに、これまでの山田町の皆さんとの絆を大切にしながら、交流を通じた支援について検討していきます。 なお、緊急時の対応など災害ボランティア支援センターの機能維持についても関係者で検討していきます。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
261	文化の振興	環境生活部	齋宮歴史博物館は、昔の歴史や物語をうまく見せている。こうした発想は大事なので、新博物館にも活かされたい。	現在整備を進めている三重県総合博物館では、三重の自然と歴史・文化を総合的にとらえ、さまざまな視点から三重の魅力を発信できるよう、楽しめる、親しみやすい展示を展開していくこととしていますが、他館の取組も参考にわかりやすい展示となるよう努めていきます。

●選択・集中プログラム

環境生活農林水産常任委員会

プログラム番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
緊急課題 解決10	地域を守る産業 廃棄物の不適 正処理是正プロ ジェクト	環境生活部	産業廃棄物処理業者の優良認定制度を促進するため、優良認定処理業者について公共調達や更新手続きにおけるインセンティブなどをパッケージとして示すなどして、普及を図られたい。	国の優良認定制度におけるインセンティブとして、廃棄物処理業の許可期間が5年から7年と長期になることがあります。県としては、優良認定制度の普及に向けて、排出事業者に対する優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の活用の働きかけなどを行っていきたいと考えています。

2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について

施策214：NPOの参画による「協創」の社会づくり

	基本事業	事務事業	意見
1	21401 県民の社会参画活動への支援	NPO活動支援推進事業費	●寄付が集まらない理由は(1)集めてない(2)何に使われるかわからない(3)寄付する仕組みや仕掛けがないの3つ。条例制定だけでは寄付金総額は増えない。具体化したターゲットに地域課題を「見える化」し、その解決策を示して、「寄付」という社会参加を働きかけるように、意識変革、スキル向上、成功体験が不可欠。
2		みえ県民交流センター管理事業費	
3		みえ県民交流センター指定管理事業費	●「NPOマネジメント講座」は誰のための講座か。寄付を集めた経験がないNPO支援組織がNPOの資金調達をどう支援するか。カギは「地域金融機関」。志ある職員による勉強会の開催、融資審査や経営会議などへの巻き込み、利子補給など。NPOにとって「融資」が資金調達方法の選択肢となるためには、少額でも借りて完済する成功体験が不可欠。 ●地域の市民活動センターとして、特定非営利活動法人以外の市民活動団体(社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む)に対する支援のあり方も、検討されたい。 ●指定管理者制度を取っているが、委託だけではなく、県による運営に関する評価を行うことが必要。 例)新潟市における「公の施設目標管理型評価マニュアル」を参照
4		災害ボランティア支援等事業費	●東日本大震災以外の災害(豪雨災害等)の被災地支援も必要であることから、みえ災害ボランティア支援センターは閉鎖せずに、機能を維持していくことが必要と考える。
5	21402 NPOが活発に活動できる環境の充実	新しい公共支援基金事業費	●引き続き県として「新しい公共」をどう推進していくのか、全庁的な体制づくりが必要と考える。
6		NPOの自立した活動を支える基盤づくり事業費	●地域内で資源が循環する基盤を構築できたかは不明。「ヒント集」をつくって、配布しただけでは意味がない。それをテキストに、先人に学ぶ具体的な場づくりが不可欠。 ●いかにして新たな取り組みの芽を見つけ、「ヒント集」を利活用しながらそれを育ていけるか、その支援を担うセクションのスキルアップが課題と考える。
7	21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進	災害時に備えたネットワーク強化事業費	●市町との連携強化を求めたい。 ●市町への研修事業だが、そもそも市町が担当する業務だと思う。ただし、一部の市町では災害ボランティアセンターを運営できるマニュアルがないなどの状況だと伺っているので、期限付きの事業として運営する必要がある。
8		NPO視点による協創の地域づくり実践事業費	●特定非営利活動法人以外の市民活動団体(社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む)に対する働き掛けが弱いように思われる。
9		協創の地域づくり推進事業費	●「ファシリテーション研修」を実施している美し国おこし・三重との住み分けや連携はあるか。研修だけでは育たない。実践の場はあるか。美し国おこし・三重終了後にどんな仕組みを残すか。キーワードは「SR」。あらゆる個人や組織を巻き込む「SR推進室」の設置など。 ●地域づくりは一義的には基礎自治体である市町が担うべきであり、県がこの事業を行うのであれば、市町の職員のスキルアップの支援や財政支援など、後方支援に徹するべきと考える。
10		NPOと企業等のパートナーシップ促進事業費	●NPO等と企業の連携・協働促進のためには、NPO等(特に特定非営利活動法人以外の市民活動団体)についての情報把握が必要であるが、そうした情報の収集・把握が弱いように感じる。 ●Table for TwoというNPO団体がある。企業の社内食堂を通じてアフリカの子供たちへの寄付活動を促進させる試みである。 →地域の子供を対象としたものに転換できるのではないか。

<p>施策に関する総括的な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「NPO」といってもひとくくりにはできない。収入規模が小さいからといって、活動基盤が脆弱なわけではない。規模ではなく、機能の問題。県としてどんなNPOを応援するか、具体的に明示することも必要では。 ●大切なことは「地域の課題を解決すること」。その担い手はNPO法人だけではない。法人格も「手段」。NPO法人に対する寄付金総額だけでは県民の社会参加度は測れないのではないか。認定NPO法人数だけでNPO活動が活発かはわからないのではないか。 ●条例指定制度は手段の一つではあるが、優先順位は高くないのではないか。 ●e-モニターによるアンケートという手法で出される数字が、県民指標の目標項目に掲げる数字としての信頼に足るものなのか（県民意識調査の数値との乖離もあり）疑問を覚える。また、特定非営利活動法人以外の市民活動団体（社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む）に対する意識が弱いように思われる。 ●相応の活動を実施しているので継続が肝要と考える。 ●評価がCであるのは、認定NPO法人数が目標値を満たしていないからである。この目標値の設定に問題があるのではないか。 →基本事業21402「NPOが活発に活動できる環境の充実」を評価するための指標が、認定NPO団体の数というのはうまくマッチングしていない。むしろ、「ヒント集」の認知度がどの程度広がったか、もしくは、その汎用性がどの程度効果的であったかを検討すべきではないか。 ●現在、企業はCSRの一環としても地域貢献への意欲が高いので、県がNPO団体とリンクさせてあげるのも事業としてなりたつ。 ●県としては、県内の企業誘致事業とも関連するが、社会起業家の活動を奨励することもあり。アショカ財団の事例も役に立つ。
---------------------	---

3(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成24年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234番地)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 飯田俊司 (津市一身田上津部田1234番地)
指定の期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス ②文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等) ③生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) ④男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) ⑤センターPR事業及び文化会館友の会事業等

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H23	H24	H23	H24	
1 管理業務の実施状況	A	A			施設案内表示の改善に引き続き取り組み、平成25年3月末の利用者アンケートで満足度95.2%と高い評価を得ている。また、避難誘導訓練の実施、小破修繕の速やかな実施など安心安全な施設運営に努めている。
2 施設の利用状況	A	A			従来からきめ細かなサービスによるリピーターの確保に努めている。平成24年度は低利用率施設への対策により、全館利用率が81.1%となり、過去最高値を更新した。
3 成果目標及びその実績	A	A			評価指標としている14項目中10項目で目標を達成し、未達成の項目についても、要因分析を行い、サービス改善を図っている。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>・きめ細かな利用者サービスにより、施設利用率は過去最高値を更新した。また、ISO9001品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者へのアンケート等により利用者ニーズを把握し、サービス改善を図っている。</p> <p>・事業部門においては、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として望まれる普及・育成型事業、三重県らしさを重視した事業など幅広く事業を展開しており、事業参加者満足度では、文化会館・生涯学習・男女共同参画のすべてで目標を達成したほか、アウトリーチ展開など市町との連携を積極的に行っている。</p> <p>・そうぶんシネマスクエアでは、はじめて総合文化センター以外を会場とするオフシアターを開催、文化会館事業では地域の飲食店を会場とした朗読劇(M-PAD2012)を開催するなど、地域を巻き込んだ事業の可能性を探る挑戦的な試みを行っているほか、生涯学習センター新規事業のミュージアムセミナーでは、受講者が後日ミュージアムを訪れるという新しい学習者の流れを生み出し、県内ミュージアムの活性化にも貢献している。</p> <p>・各部門で積極的にボランティアを活用しており、生涯学習講座で学んだことを実践する場を提供するなど成果活用支援も行っている。</p> <p>・県伝統工芸品の充実などアートミュージアムショップの魅力的なショップ展開や、協賛会員の獲得など自主財源の確保を図るとともに、経費節減に取り組んでいる。</p> <p>・非常時の連絡手段としても活用できる小型無線機の導入、津商業高校との合同避難訓練の実施、職員研修等により防災意識向上、災害対応力向上に努めている。</p> <p>以上のことから、三重県総合文化センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。今後もますます多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的な事業に結びつけるとともに、複合施設のメリットを活かした事業連携や、県内各施設とのさらなる連携を期待する。 また、駐車場不足については、関係機関と連携して適切な施設運用に協力して取り組んでいただきたい。</p>
--------	--

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県総合文化センター管理運営事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務をはじめ、施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習事業、男女共同参画事業を実施した。来館者アンケートの満足度は89.0%(過去最高値88.2%)となり目標値86.0%を達成し、最高値となった。
- ・広報活動では、情報誌「Mニュース」を「読みやすさ」「見易さ」の工夫と「読み物ページ」をさらに読者の興味を引く内容に改良した。また、40歳代をターゲットとした新規配布先(保育所、カフェ等)を昨年度より128箇所の開拓をおこなった。センターPR事業として、M祭や映画祭、お正月イベントの充実、来館者サービス向上につながる東紀州地域からのバスツアーを7本のラインナップで実施した。
- ・施設貸出サービスでは、館内案内サインの増設、顧客対応へのスピード化のための小型無線機導入、アートミュージアムショップの運営等をおこない、利便性の向上に努めた。また、利用者満足度は80.7%となり目標値に0.3%及ばなかったが、施設利用率は81.1%となり過去最高の利用率となった。
- ・文化会館事業では、全59プログラムを実施し、精力的に事業展開を図った。「トリプル3」「音楽劇ファンファーレ」「三島ル。」に代表される演劇分野で、他劇場との共同制作事業が全国的な注目を集めたほか、「ワンコインコンサート」の最高入場者記録の更新、世界的に注目される指揮者であるダニエル・ハーディングが新日フィルとともに三重県に初登場するなど、新しい多くの事業成果を達成した。事業満足度は過去最高の96.4%となった。
- ・生涯学習事業では、学習ニーズに対応した学習講座や研修会を延べ162講座を実施し、延べ15,993人の方に学びの情報や学習と交流の機会を提供した。このうち約半数を、センター以外に出向き、地域にも届けた。新たに立ち上げた「みえミュージアムセミナー」ではセミナー受講者が、後日各ミュージアムを訪れるという新しい学習者の流れを生み出した。
- ・男女共同参画事業では、企業向けセミナーや働く女性を対象とした講座等を実施し、企業や新規層へのアプローチを強化した。事業参加者数は、21,919人となり、過去最高の参加者数となった。また、事業への新規参加率は61.0%となり、多くの新規層へ啓発を行うことができた。
- ・東日本大震災の教訓から、大地震発生時の対応能力の強化を目的として、津商業高等学校と合同で文化祭本番中に実働避難訓練を実施し、1,000名を越える参加者を無事避難誘導することができた。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・開館18年目を迎え、施設設備の老朽化が進んでいることから、積極的な修繕を行い、安心・安全な維持管理に努めた(年間修繕費30,950千円)。
- ・照明器具のLED化及び窓ガラスへの遮熱フィルム施工、照明、空調の徹底管理を実施した結果、電気使用量は前年度比マイナス0.9%となった。
- ・利用者の安全対策としてB-4、B-5駐車場階段への手摺増設ならびに門灯設置を実施した。
- ・利用者の利便性向上の観点から、館内サイン・駐車場サインの改訂・新設を実施。エントランス周辺の「バス乗り場」サインを新たに3箇所増設した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等6項目の人権尊重基本方針を策定しており、利用しやすく快適な施設作りや主催事業における大ホールの車いす席の優先発売、要約筆記付き事業等を実施した。
- ・男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性や能力が発揮できる社会を目指した男女共同参画基本方針を策定しており、理事・評議員・職員の女性登用(女性理事比率20%・女性評議員比率30%・女性職員比率63%)、職員研修等を実施した。
- ・子育てに夢や希望が持て、働きやすい職場づくりを目指した次世代育成支援対策基本方針を策定しており、多様な勤務形態を可能とする仕組みづくりプロジェクトチームにより検討を行った。今後は、休暇の推進、職員の健康管理、福利厚生の実現等の実現可能な部分については、運用を進めていく。また、来館者に向けては、主催事業の託児サービス(50事業・延べ204人)等を実施した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・県に準じた情報公開実施要項を平成12年度に制定している。なお、平成24年度の開示請求はなかった。
- ・管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

⑤ その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

全館利用率は対前年度比でプラスであった。きめ細かなサービスの実施により過去最高の利用率となった。

	平成23年度実績	平成24年度実績	対前年度比
全館利用率	79.6%	81.1%	+1.5ポイント
全館利用者数	734,883人	672,669人	-62,214人
文化会館利用率	77.9%	81.3%	+3.4ポイント
文化会館利用者数	555,997人	494,245人	-61,752人
生涯学習センター利用率	85.4%	85.5%	+0.1ポイント
生涯学習センター利用者数	62,235人	60,079人	-2,156人
男女共同参画センター利用率	78.6%	78.5%	-0.1ポイント
男女共同参画センター利用者数	116,651人	118,345人	+1,694人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

全館利用率が過去最高であったが、プロモーターの利用減や主に大ホールの保守・修繕による閉館増が響き減収となった。

	平成23年度実績	平成24年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	149,126,341	143,877,001	-5,249,340
サービス料収入額	4,396,215	4,050,095	-346,120
全施設収入額合計	153,522,556	147,927,096	-5,595,460

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H23	H24		H23	H24
指定管理料	756,625,000	763,547,700	事業費	284,530,761	233,190,641
利用料金収入	153,522,556	147,927,096	管理費	871,318,360	880,938,351
その他の収入	226,647,513	173,626,227	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,136,795,069	1,085,101,023	合計 (b)	1,155,849,121	1,114,128,992
収支差額 (a)-(b)	△ 19,054,052	△ 29,027,969			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	
---------	--

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
(総務部)					
県立図書館を除く年間来場者数	670,000人	672,669人	来館者アンケート満足度(8項目平均・4段階で3以上)	86.0%	89.0%
センターHPアクセス数(年間)	190,000件	148,586件	※左記のHPアクセス数はトップページのみであり、お気に入り登録からのアクセス件数を含めると534,167件である。		
(施設利用サービスセンター)					
施設利用率	75.5%	81.1%	利用満足度(4段階評価で4以上)	81.0%	80.7%
(文化会館)					
事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	94.0%	96.4%	公演事業入場率	85.0%	76.1%
鑑賞型事業公演全体収支比率	92.0%	81.4%			
(生涯学習センター)					
生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)	192,000件	250,331件	主催事業参加者数	9,500人	15,993人
受講者満足度	76.0%	77.0%			
(男女共同参画センター)					
主催事業参加者数	12,000人	21,919人	男女共同参画フォーラム男性参加率	40.0%	42.0%
事業参加者満足度(4段階評価で4以上)	76.0%	83.0%			
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・14項目中10項目で目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 ・公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。 				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H23	H24	
1 管理業務の実施状況	A	A	3期目指定管理者の3年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき事業を展開し、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、更なるサービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。
2 施設の利用状況	A	A	従来からのきめ細やかなサービスに加え、低利用率施設の利用率低下や新たなサービスを実施し、施設利用率は81.1%(過去最高値79.7%)という過去最高の利用率となった。県立図書館を除く来館者数も672,669人(目標値670,000人)となり、高い水準を維持した。
3 成果目標及びその実績	A	A	成果目標値とその実績を対比してみると、年間来館者数+2,669人、来館者アンケート満足度+3.0%、施設利用率+5.6%、文化事業参加満足度+2.4%、文化事業全体収支比率+3.6%、生涯学習情報提供システムへのアクセス数+58,331人、生涯事業参加者数+6,493人、生涯事業受講者満足度+1.0%、男女事業参加者数+9,919人、男女共同参画フォーラム男性参加率+2.0%、男女事業参加者満足度+7.0%と高い水準を維持しており、特に来館者アンケート満足度、施設利用率、文化事業参加満足度については過去最高値の優れた実績を上げた。

※評価の項目「1」の評価
 : 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
 : 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・3期目指定管理者の3年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき事業を展開し、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、更なるサービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。 ・来館者アンケート満足度、施設利用率、文化事業参加満足度については過去最高値の優れた実績を上げることができた。 ・ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケート分析や職員の提案等により、利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業への参加者や貸出施設の利用者からも同マネジメントシステムによるアンケート分析をおこない、事業運営や企画に利用者の声を反映させるよう努力した。 ・文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センターの3事業部門においては、従来からの事業を着実に推進しつつ、新しい層の開拓として、文化会館事業では、演劇分野での他劇場との共同制作事業が全国的な注目を集めることに成功した。生涯学習センター事業では、新規事業「みえミュージアムセミナー」の実施により、新しい学習者の流れをつくった。男女共同参画センター事業では、企業向けセミナーや働く女性を対象とした講座等の実施により、企業や新規層へのアプローチを強化することができた。 ・危機管理体制においては、東日本大震災の教訓から、大地震発生時の対応能力の強化を目的として、津商業高等学校と合同で文化祭本番中に実働避難訓練を実施し、1,000名を越える参加者を無事避難誘導することができ、対策強化が図れた。 ・継続的な課題としては、事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体との更なるネットワークの構築があげられる。 ・直面する懸案事項としては、三重県総合文化センターに隣接する三重県総合博物館が平成26年4月に開館するため、駐車場の不足およびその対応がある。
--------	---

3(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成24年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 植村敏明 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)
指定の期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する啓発及び普及を行うこと ・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと ・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと ・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること ・その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H23	H24	H23	H24	
1 管理業務の実施状況	B	B			<p>展示室等の管理、図書管理、啓発パネル・教材キットの貸出など、施設の維持管理を適切に行った。</p> <p>また、子ども向け・一般向け・指導者養成の各種講座や出前講座を開催するとともに、イベントの開催や各種イベントへの出展、広報誌・メールマガジンの発行や、平成24年度からはSNSサイト「facebook」等の活用などにより、啓発や情報発信を行った。</p>
2 施設の利用状況	B	B		+	<p>各種講座の開催、イベントの開催や出展、社会見学の受入れ等により、環境教育参加者数は平成24年度の目標(26,000人)を上回る33,797人であった。</p>
3 成果目標及びその実績	B	A		+	<p>成果目標である「環境教育参加者数」、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」、「指導者育成を目的とした講座受講者数」、「講座参加者の満足度」について目標を達成した。</p> <p>なお、独自で定めた成果目標についても、全て目標を達成した。</p>

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>前年度に引き続き、県内各地での主催講座や出前講座の開催、イベントの開催や出展、社会見学の受け入れ、情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われた。</p> <p>講座開催にあたっては、前年度から課題でもあった、利用者のニーズの把握や、地域の状況・特色を踏まえた内容・会場の設定に心がけ、南勢地域、東紀州地域等で講座を開催するなど、県民の平等利用の確保に努めたほか、新たにSNSサイト「facebook」等の活用を取り入れるなど、効果的な広報活動にも取り組み、県民サービスの向上につながった。</p> <p>また、春・夏・秋のイベント開催にあたっては、周辺施設や地元企業・団体等と連携に一層取り組むことにより、地域に貢献するとともに、センターの周知や利用者の拡大に努めた。</p> <p>その結果、参加者数や満足度などの成果目標については、独自に定めた目標も含め、全ての目標を達成することができた。</p> <p>なお、管理業務の実施にあたっては、省エネ・節電等による環境への配慮はもちろん、イベント会場に、乳児室の設置やスロープなど誰もが利用しやすい環境づくりに取り組み、次世代育成、男女共同参画、人権尊重の視点からも適切な運営が行われた。</p> <p>県民の環境への関心の高まりや多様化に応じ、引き続き、情報収集や講座内容の充実を図るとともに、他の団体等や、センター講座で育成した指導者との連携を進めていく必要がある。</p>
---------------	---

<指定管理者の評価・報告書(平成24年度分)>

指定管理者の名称: アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務、指導者養成講座の開催、出前講座、見学・体験講座等環境教育の実施、各種イベントの開催や出展、「こどもエコクラブ」都道府県事務局の事業を行った。
- ・維持管理業務では展示室の各種機器の維持管理、貸室業務、図書管理を実施した。環境啓発パネル計 115 枚、教材キットを計 35 種 186 点貸し出した。また、貸室は 17 回あった。
- ・環境啓発教育事業は「Mie こどもエコフェア」を開催し、二日間で 3,800 人の参加があり盛況であった。また「春のキッズエコフェア」では二日間で 3,706 人、「秋のキッズエコフェア」では二日間で 1,891 人の参加があった。
- ・主催講座 106 回 2,404 人、出前講座 143 回 8,598 人、見学・体験講座 58 回 3,526 人、行事等 25 回 15,376 人の参加があった。「こどもエコクラブ」の入会は 56 クラブ、14,428 人であった。
- ・指導者養成講座として、星と環境と人の架け橋になる「みえ星空環境案内人養成講座」(資格認定講座)を開催し、受講者 35 名のうち 28 名が、「みえ星空環境案内人」の資格を取得した。
- ・平成 24 年 5 月に「金環日食」が県内でも見られたことから、事前に講座を行った。センター主催 16 講座、415 人、出前講座として 6 団体 618 人に行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・展示資料のデータ更新を行った。
- ・貸出教材、図書の適切な管理を行った。
- ・展示室内に、フリー来館者が気軽に工作ができるスペースを設けた。
- ・企画展示コーナーを、月替わりで企業・団体等の環境活動を紹介するコーナーとして活用した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重のための取組
身体に障がいがある方のために、車いすの利用や筆談ができるようにした。
- ・男女共同参画社会実現への取組
「フレンテまつり」の参加出展を行った。また、センターでのイベント開催では、乳児連れの参加者を想定し、授乳室を設けるなどして対応した。
- ・次世代育成支援対策への取組
「四日市こどもまつり」への出展、「Mieこどもエコフェア」、「春・秋のキッズエコフェア」、「夏休みこども環境講座」や「こども環境講座」の開催、学校や幼稚園、保育園、子ども会などへの出前講座など次世代育成に取り組んだ。
- ・持続可能な循環型社会への創造に向けた環境保全活動の取組
ゴミの分別回収はもちろん、不要な照明の消灯、コピー紙の裏面再利用、冷暖房の温度設定を配慮し、省エネ・節電に努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開は「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適切に対応した。
- ・平成 24 年度の開示請求はなかった。
- ・個人情報保護は「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第 12 条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適切な管理を行った。
個人情報保護に関する研修会を行った。

⑤その他の業務

- ・「みえ星空環境案内人養成講座」受講者や「みえ星空環境案内人」資格取得者が、全国資格「星空案内人®(星のソムリエ®)」を取得できるよう、実技試験プログラムを含む実践講座を 17 回開催した。様々な団体や施設と共催で行い、「星空案内人®(星のソムリエ®)」が 15 人誕生した。
- ・PLT実践講座(Project Learning Tree。木や森林を題材とした環境教育プログラム)を 2 回実施し、13 人が参加した。また、プロジェクト・ワイルド エducator実践講座(野生生物を題材とした環境教育プログラム)を 1 回(2 日)実施し 5 人が参加した。

- ・近隣 3 施設と同時に開催している「春のワクワクふれあいまつり」を、秋にも開催し、春と同様にイベント告知チラシを共同で作成し、ループバスを運行して各施設間を結び、集客力をアップした。
- ・SNSサイト「facebook」のセンター公式ページを設け、積極的に広報、情報発信を行った。

(2)施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

- ・目標 26,000 人
- ・実績 33,797 人 (平成 23 年度実績 29,454 人)

	主催講座	出前講座	社会見学	一般見学	フリー来館	交流会	行事等	合計
回数	106	143	35	23	-	30	25	362
人数	2,404	8,598	2,924	602	3,506	387	15,376	33,797

2 利用料金の収入の実績

- ・貸室利用が 17 回あったが、すべて減免対象として無料で許可した。
- ・その他の収入 398,111 円。(イベントの飲食ブース出展料、講座の材料費、参加費、テキスト代等。)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H23	H24		H23	H24
指定管理料	35,435,000	35,586,000	事業費	31,791,988	31,918,778
利用料金収入	14,700	0	管理費	3,912,374	3,946,895
その他の収入	187,360	398,111	その他の支出	0	0
合計 (a)	35,637,060	35,984,111	合計 (b)	35,704,362	35,865,673
収支差額 (a)-(b)	△67,302	118,438	/		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	98,700
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標	1. 環境教育参加者数	26,000 人以上
	2. 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	7,800 人以上
成果目標に対する実績	3. 指導者養成を目的とした講座受講者数	1,200 人以上
	4. 講座の参加者の満足度	90% 以上
成果目標に対する実績	独自で定めた自主目標	
	・一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700 人以上
成果目標に対する実績	・「センター通信」等の情報発信数	365 回
	1. 環境教育参加者数	33,797 人(130.0%)
成果目標に対する実績	2. 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	9,276 人(118.9%)
	3. 指導者養成を目的とした講座受講者数	1,567 人(130.6%)
成果目標に対する実績	4. 講座の参加者の満足度	平均 99.6%(90%~100%)
	独自で定めた自主目標	
成果目標に対する実績	・一般の県民を対象とした環境学習参加者数	3,685 人(136.5%)

	・「センター通信」等の情報発信数 398回(109.0%)
今後の取組方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. スキルアップ講座などの指導者養成講座の受講生に、実践講座や主催講座内で講師を経験させるなど、地域などでの活動に向けた実践的な体験の場を提供していく。 2. 平成24年度には、学校などの利用(見学)を増やすため、積極的に告知などを行ったが、結果的に学校などによる出前講座が増えた。今後も、学校の施設利用が増えるように、多角的に広報活動を行っていく。 3. 平成24年度は「こどもエコクラブ」市町担当者研修会に、こどもエコクラブ全国事務局の講演を取り入れた。今後も連携のもと会員登録を呼びかけるとともに、県内の「こどもエコクラブ」の活動を積極的に支援し、効果的な連携を進めていく。 4. 周辺施設や地元企業・団体と連携して春・秋のイベントを開催し、地域に根付いた社会貢献を行う。 5. 現在、関心が高まっている「新エネルギー」をテーマとした講座も行う。 6. 環境活動を行う団体や企業などとの交流などができるとような事業を行う。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H23	H24	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、展示室巡回による点検、図書コーナー、掲示物、チラシの整理整頓、エコカフェの管理、実習室、研修室の点検等を行い、適正な維持管理ができた。 ・貸し出しパネル、教材の維持管理も適正に管理した。 ・主催講座として年間106回、施設見学受け入れとして58回、出前講座として143回おこない、県内幅広い地域の方々に利用いただいた。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での春・夏・秋のイベント開催が定着してきて、施設の来館者が増え、知名度が上がってきたことを感じる。また、周辺他施設や地元団体との連携も積極的に行っており、様々なネットワークが構築されてきた。 ・施設への見学等の受け入れとして、58団体、3,526人の方が団体利用した。また、環境教育参加者数の目標26,000人に対して33,797人の利用があった。(130.0%達成)
3 成果目標及びその実績	B	A	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育参加者数は33,797人の利用があった。(130.0%達成) ・児童・生徒対象の参加者数は9,276人の利用があった。(118.9%達成) ・指導者養成の講座受講者数は1,567人の利用があった。(130.6%達成) ・講座の参加者の満足度は平均99.6%(90%~100%)であった。 ・一般を対象とした参加者数は3,685人の利用があった。(136.5%達成) ・事後報告や環境情報等の情報発信数は398回行った。(109.0%達成)

※評価の項目「1」
の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」
「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な
評価

①成果目標

・自主設定目標を含め、6つすべての目標値を達成することができた。

②残されている課題

・指導者養成講座や学校の施設利用増加に向けて、積極的に効果的な広報を行い、学校による施設見学が増えるように努力していく。

・センターイベントでの飲食ブースでのごみ処理が問題となっており、リユース食器の導入を検討する。

③平成25年度の成果目標

1 環境教育参加者数	26,500人以上
2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	8,200人以上
3 指導者育成を目的とした講座受講者数	1,300人以上
4 講座の参加者の満足度	90%以上

独自で定めた成果目標

1 一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人以上
2 「センター通信」等の情報発信数	365回

④県民の平等利用の確保

・講座等の開催にあたっては、地域のバランスを考慮のうえ実施した。センターからは遠隔地になる学校、公民館からの出前講座の依頼に可能な限り対応するとともに、南勢地域、東紀州地域などでも講座を開催した。特に、平成24年5月に見られた「金環日食」は、県内では、志摩地方や東紀州地方が好条件だったため、主催・出前講座を学校や施設と連携して行うことができた。

⑤県民サービス向上の成果

・「環境学習みえ」(情報誌)は、センターの主催講座につながる特集を行い、環境団体の活動をクローズアップするとともに、情報誌の読者が直接その団体等と話ができる機会や講座を設けたため、大変好評であった。

・メールマガジンは、平成24年度は新たに104人の配信希望者を受け付け、467人に対してセンターから直接情報提供を行っている。

・ブログの運用の他、新たにSNS「facebook」の公式ページを開設し、積極的に情報提供を行っている。

・環境情報資料は図書・資料等の閲覧提供に季刊誌1冊、月刊誌7冊、新聞4紙を年間購入した。

・イベント開催にあたっては、周辺公共施設や地元企業・団体等と積極的に情報交流をすることで、地域に根付いたイベントとするとともに、来場者に環境学習だけではなく、自然、レジャーなどの提案もすることができ、この地域へのリピーターにつなげることができた。

⑥施設内の環境保全の取組

・事務所内、または展示ブースの照明は必要な個所のみ点灯し、冷暖房の設定温度に配慮し、環境保全に取り組んだ。

⑦危機管理体制の確保

・危機管理体制は、防災訓練を保健環境研究所と共に実施し、危機管理マニュアルの更新をした。

・職員が救急救命講習を受講し、救命技能を習得・更新した。

・さすまたや、カラーボールなどを設置して不測の事態に備えている。

・イベント開催では、最寄の警察署、消防署、病院に万一の時の対応をお願いしている。

3(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成24年度分)

<県の評価等>

施設所管部名

環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター (津市羽所町700番地 アスト津3階)
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表者 伊井野 雄二 (四日市市萱生町1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内)
指定の期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H23	H24	H23	H24	
1 管理業務の実施状況	/	B	/	/	施設、備品について良好に管理するとともに、節電に積極的に取り組んだ。助成金情報やボランティア情報など利用者から要望の高い情報について、情報誌、ホームページでわかりやすく情報提供するとともに、市民活動及び国際化の推進に関する各種セミナーを開催する等、地域の市民活動センターとしての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	/	B	/	/	利用者ニーズに応じた自主企画事業の開催や情報発信、良好な施設環境により、年間4,168の市民活動団体等が利用し、来館者数も約63,121人となっている。
3 成果目標及びその実績	/	B	/	/	成果目標である「来館者数」「センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数」「ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数」のすべてにおいて、成果目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な施設管理を行い、成果目標をすべて達成しており、着実な管理運営は評価できる。 ・来館者アンケートを実施し、利用者ニーズに応じた自主企画や情報発信などに取り組み、来館者、利用団体数が成果目標を上回っている。 ・他団体との連携をテーマにした「経験交流セミナー」、中間支援団体の「あり方研究会」、団体の支援に活かすための「NPOマネジメント指導講座」等を開催し、参加団体等の連携や交流につながる効果的な取組がされている。 ・ホームページ及び情報誌の活用により、多くの県民に情報発信されている。 ・利用方法やスタッフの対応を改善し利用者数を拡大するため、利用団体の代表者等による外部評価委員会が指定管理者制度導入後初めて実施されている。 <p>以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として着実な管理運営を行い、地域の市民活動センターとしての役割を果たしたと評価できる。ただし、県内外の中間支援組織との連携強化については、NPO支援のネットワーク機能を十分に活かしきれなかったため、継続して取り組むべき課題として、改善を指導していきたい。</p>
--------	--

< 指定管理者の評価・報告書(平成24年度分) >

指定管理者の名称: 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①センター管理運営事業の実施に関する業務

- センターの総合案内の役割を担うとともに、NPOやボランティアに関する講座の実施、市民活動やボランティアに関する情報の整備、市民活動団体情報の管理、団体の活動に関する新聞記事の掲示等を行った。
- 市民活動促進及び国際化を推進するためのセミナーや交流会、イベントを実施し、入場者数、参加者満足度の点で高い評価を得た。
- 県民への市民活動に関する情報の発信のために、前指定管理者から引き継いだホームページの質を落とさず運営し、さらに充実したものを目指した。例えば、助成金情報・イベント情報の掲載は常時30件程度掲載した。
- 「みえ市民活動・ボランティアニュース」は月1回(各10,000部)の発行を順守し、県内の市民活動団体の情報を発信するとともに、助成金情報などを掲載することによって、県内の各団体の活動促進に貢献できた。現在の質を維持しつつさらによりものを提供できるよう、内容についても検討を重ね、配布先の拡大とタイムリーな情報提供にも注力した。
- 県内の団体の優れた活動事例から学ぶ「経験交流セミナー」は、「他団体とのコラボ」をテーマに四日市と伊勢で計2回開催した(参加合計28人)。中間支援団体が相互に学び合う「あり方研究会」はテーマを変えて2回開催し、45名の参加があった。また、団体の支援に活かすためのNPOマネジメント指導講座はワークショップ等の実践的な内容を取り入れて計3回実施した(参加者合計47名)。
- 「市民活動団体情報のデータベース化事業」は、県内各連携・協力団体の協力により、平成24年度定期更新で2686団体の情報が集まり、ホームページへ情報掲載した(平成23年度より118団体増)。
- 交流スペースAおよびミーティングルームの利用は、972件あり、備品機材の利用は1814件あった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 利用者が気持ちよく利用できるように、机・いすなどの日常的な整理と清掃、備品の不具合への対応、館内の温度管理などの環境整備、人目につきにくい場所やトイレ等の安全対策に重点をおき、施設の適切な管理及び維持に努めた。
- 東日本大震災以降の全国的なエネルギー事情の逼迫を受けて、センターでも蛍光灯の間引きなどを継続して遂行し、スタッフが率先してこまめな節電を心がけた。
- 機器・備品に所定の使用料金を設定し、施設の予約と同時に申し込みを受け付け、適正に管理・貸出を行った。貸出にあたっては、備品の動作状態や不具合に気を配り、返却時には必要部品がそろっているかを確認した。
- 市民活動団体ファイルを日常業務の中で整理・情報更新を行うとともに、利用しやすい環境づくりに努めた。
- 図書コーナーの蔵書の定期的な整理を行った。また、返却のない本については定期的にチェックを行った。

③県施策への配慮に関する業務

- 相談者スキルアップ研修(人権研修)に全スタッフが参加し、人権問題についての正しい知識と理解を深め、窓口対応や相談対応に活かした。
- 性別や年齢にとらわれない業務分担をすることで、各人の個性や能力が十分発揮できるよう配慮した。また、フレキシブルな勤務体制を取り入れ、だれもが働きやすい環境を整えた。
- 環境ISO14001の取組について学び、節電、リサイクル、再生紙の利用など業務の中で環境に配慮した取り組みを行った。
- 外国の方や高齢者にもわかるようなユニバーサルデザインによる表示をできているか見直しをおこなった。センター内に車椅子を設置するとともに十分な幅の通路を確保できているかにも気を配り、体の不自由な方への配慮をした。
- 市民活動に関わっていない方にも気軽に参加してもらえるようなイベントを企画し、利用者層の拡大に努めた。
- 東日本大震災の発生を受けて、みえ県民交流センター内に設置された「みえ災害ボランティア支援センター」に全面的協力ができるよう、幹事会に参加した。また、災害及び事故等の不測の事態に備えて、消防訓練、避難誘導訓練に参加し、センターに設置されているAEDの的確な操作方法を学んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- 三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「情報公開規定」を整備し、確実に対応できる体制を作った。平成24年度は開示請求はなかった。
- 基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報保護されるよう配慮した。

⑤その他の業務

利用方法やスタッフの対応を改善し利用者数を拡大するため、利用団体の代表者等による外部評価委員会を初めて実施した。

(2) 施設の利用状況

みえ県民交流センター(指定管理対象施設のみ)の利用者数

- ・目標 60,000人
- ・実績 63,121人

施設別実績内訳

みえ市民活動ボランティアセンター	63,121人
交流スペース・ミーティングルーム他	60,282人
イベント情報コーナー	2,839人

2 利用料金の収入の実績

利用料金収入額	平成24年度実績 1,311,150円
---------	------------------------

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部	
	H23	H24	H23	H24
指定管理料		28,468,000	事業費	28,603,523
利用料金収入		1,311,150	管理費	2,983,298
その他の収入		2,229,298	その他の支出	0
合計 (a)		32,008,448	合計 (b)	31,586,821
収支差額 (a)-(b)	0	421,627		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・センター来館者数（指定管理対象施設への来館者に限る） 60,000人/年 ・センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数 100団体/年 ・ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数 100人/年
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・センター来館者数（指定管理対象施設への来館者に限る） 63,121人/年 ・センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数 118団体/年 ・ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数 105人/年
今後の取組方針	<p><成果目標とその実績について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の目標数はすべて達成することができた。今後は、これらの成果目標以外にも、イベント・セミナー等の参加者満足度等、事業の中身を独自に評価するための目標を設定することも検討したい。 <p><センター来館者数について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年通り利用者アンケートを実施し、また、外部評価委員会を初めて実施した。これらを通じて得られた団体や評価委員の声を企画立案や事業展開に活かし、利用者数の拡大を図っていく。 <p><センターが把握する県内のNPOの増加数について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)を関係機関との連携を図って、更新及び更新情報の共有を行うことは、団体の活動を支援し、活動に参加する人や関心を持つ人を広げる手段として有意義である。休眠状態の団体のデータをどう扱うかについて、また、データベースの形式や取り組みの方法はさらに議論が必要である。 <p><ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク以外の地域との情報交換や連携が弱かったので、平成25年度以降は地域の市民活動(支援)センターや市町の行政担当課を地域別に訪問し、情報交換を通じて地域の実情を汲み上げていく。また、セミナーの共催等の連携・交流を持ちかけていく。 ・NPO支援のネットワークにおける中核的な機能を担う地域の人材を育成することを目指し、市町のNPO支援組織等と連携して、地域のニーズに応じた人材育成講座等を実施した。今後は「全県的な中間支援のネットワークの構築」を事業の柱とし、さらに地域との横のつながりを強めセンターの中核的な役割を拡大していく。また、県内のみならず、県外の中間支援組織とのつながりも深めていく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H23	H24	
1 管理業務の実施状況		B	<p>○センターの管理業務に関しては、施設、機器、備品について引き続き良好な状態で管理できた。危機管理体制、安全面、個人情報管理面についても事務局で定期的に体制を確認し、支障なく運営することができた。</p> <p>○センターの運営業務に関しては、アスト津3階の県施設の総合案内としての役割を十分に果たすことができた。また、センターの機器、備品、図書、情報等、日常の管理業務に関しても、質を落とさず、更なる内容の充実に努めることができた。</p> <p>○東日本大震災以降のエネルギー事情の逼迫により、センターも県施設として、県との話し合いを経て大規模な節電に取り組み、平成22年度、平成23年度と比較しても大きな成果をあげることができた。</p> <p>○市民活動促進及び国際化の推進に関しては、「国際交流フェスティバル」「世界のNPO・ボランティア 地域コミュニティ講座」等において、NPO・市民活動団体の自発的な参画を促し、連携することができた。</p> <p>○市民活動に関する情報の発信に関する業務について、ホームページ及び「みえ市民活動・ボランティアニュース」の発行を通して多くの県民に発信することができた。現状の質を維持するとともにさらによいものを提供できるよう、内容についても検討を重ねた。</p> <p>○NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務については、中間支援のあり方について行政・市民活動(支援)センター等がともに学び合い、県内中間支援団体のネットワークの平成25年度以降の本格的な稼働を前にネットワーク構築の下地を作った。</p> <p>○平成24年度は指定管理者が代わったこともあり、もっと他地域との関わりを深め、課題や実情を探り、企画等の連携を念頭に、各地域を訪問すべきであった。</p> <p>○全体的にはみえNPOネットワークセンターが持つネットワーク機能を十分に生かすことが出来なかった。平成25年度は市民活動団体データベースやみえ市民活動・ボランティアニュース、各種イベント等においても、ネットワークのつながりを活かした取り組みを行っていく。</p>

2 施設の利用状況		<p>○市民活動団体等の利用団体数は、平成13年度の開館以来最も多い利用団体数を記録した平成23年度の4,209団体に並ぶ4,168団体であった。</p> <p>○施設の稼働率については、利用団体にはミーティングルームよりも交流スペースへの利用を勧めているため、稼働率を一概に計ることができない。</p> <p>○コーヒーサービスコーナーではコーヒーの他にペットボトル飲料やチョコレート、クッキーを販売し、好評を得た。</p> <p>○スタッフが相談対応スキルアップ研修、AED研修などの研修に参加し、センターの円滑な管理運営に必要な知識と技術の習得、職務への意識向上に努めた。</p> <p>○利用者アンケートやイベント毎のアンケート実施によって利用者ニーズを把握し、また、緊急事態を想定した避難誘導訓練やスタッフ研修を実施したことは、来館者の立場にたった運営ができたものとする。</p>
3 成果目標及びその実績	B	<p>○センター来館者は、目標値の年間60,000人を超え、63,121人であった。</p> <p>○センターが把握する県内のNPOについて、市民活動団体データベース事業で各市町・市町の市民活動(支援)センターの協力連携により情報の定期更新を行った。把握した登録団体は平成23年度より118団体増加した2686団体となり、100団体増の目標値を上回った。</p> <p>○ネットワークに参加しているNPO支援組織が行う人材育成数は、目標数100人に対して105人を達成できた。平成24年度は、地域のセンターと共催でNPOの運営に関わる人を対象とした人材育成の講座を2回、組織のマネジメントに関する講座を3回実施することができ、県域の中間支援組織として、ネットワークを活かした共催のセミナーを実施することができたものとする。平成24年度は県内の中間支援ネットワークの本格稼働まで至らなかったため、平成25年度以降の稼働を目指す。</p>

※評価の項目「1」の評価

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
- 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 当初の目標を達成している。
- 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>指定管理1年目ということで、前指定管理者から引き継いだものを活かしながら、管理運営面においては、順調に実績を上げることができたといえる。</p> <p>事業面においても、セミナーや交流会の開催、国際交流フェスティバルの開催、NPOなんでも相談、中間支援組織のあり方研究会、市民活動団体の資金作りを支援する企画など、多様な事業を展開し、市民活動に携わる方のみならず、様々な利用者層の拡大をはかることができた。来年度も引き続きNPOならではの柔軟性を活かした多様な企画を実施するとともに、「NPO月間の実施」、「中間支援のネットワーク構築」などの柱となる事業を時間をかけて創り上げていく。また、平成24年度の国際関連やNPOのマネジメントに関する企画の実施にあたってNPO団体と連携・協力しながら、ともに企画を進めてこられた点は評価できるので、平成25年度以降も継続する。</p> <p>「みえ市民活動・ボランティアニュース」の発行についても、月1回の発行を順守しながら、現在の質を落とさず今後の方向性を議論することができた。ネットワークを通して県内の中間支援の要望を聴取し、来年度の紙面の全面リニューアルに活かしていく。また、市町の中間支援組織の協力を得て、県内全域で地域の市民活動団体や自治会等を紹介する機会を作ることを意識していく。各事業においては全体的に、指定管理者が変わったことを利用者に伝えられるような目新しい取り組みやNPOならではの柔軟性を活かした取り組みの実施は少し弱かった。平成24年度の反省を平成25年度の企画の実施やニュースの紙面リニューアルに活かしていく。</p> <p>また、ニュースのインタビュー、協賛の依頼などでは外に出向く機会もあったが、データベースなどの事業や共催事業では、協力団体ともっと直接顔を合わせた議論が必要であったということが反省点である。他地域へ出掛けていくことで、他団体とのつながりや連携を深め、地域の課題に応じた支援を積極的に展開していきたい。</p> <p>全体的な総括として、組織内で事業の進め方や組織の方向性の議論をもっと進めていく必要があり、当法人のネットワーク機能を十分に生かしきれなかった。県域のネットワークの中核的な役割を意識して、みえ市民活動・ボランティアニュース発行やデータベース構築、そのほか人材育成セミナーや中間支援のネットワーク構築事業等に取り組みながら、みえNPOネットワークセンターが持つネットワーク機能を十分に生かし、そのネットワークをさらに拡大・充実させていく。</p>
--------	--

3(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成24年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名: 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター (津市垂水2566番地)
指定管理者の名称等	財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治 (津市栄町1丁目954番地)
指定の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運營業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務(人材育成等)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H23	H24	H23	H24	
1 管理業務の実施状況	B	B			交通安全教育については、教職員を対象とした交通安全教育指導者研修、夜間研修の実施など、創意工夫を凝らした事業を展開するとともに、パブリシティ及びマスメディアを活用した集客・PRを行い、交通安全意識の高揚を図る機会の提供に努めている。また、施設や設備の維持管理については、毎日の始業前・終業後点検、打合せの徹底により、施設の快適な利用と効率的な運営の保持に努めるとともに、アンケート調査により利用者の声を把握し、来館者へのサービスの向上に努めている。さらに、経費の節減を意識して事業を実施する等コスト削減にも努めている。
2 施設の利用状況	B	B			個人利用については、日曜日等は家族連れ等の利用が多いが、平日の利用は少ないことから、免許取得・更新等のための運転免許センターへの来館者や付添者に対して、研修センターの利用案内を行い、利用拡大に努めている。団体利用については、子ども向け、ドライバー向け(一般、高齢者)など、それぞれ特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しており、幼児から高齢者までの幅広い層に利用されている。なお、遠隔地である等の理由から来所が容易ではない団体等に対して、依頼に応じて出前研修を実施している。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果指標である「センター利用者数(出前研修を除く)」、地域や学校、職域など日常生活に身近なところで交通安全教育を実施する指導者を養成し、県内全域の交通安全教育のレベルアップを図るために実施している「指導者養成・資質向上講座受講者数」、来訪者へのアンケートによる「利用者満足度」、のすべての項目において、目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総合的な評価	<p>○成果目標である「センター利用者数(出前研修を除く)」、「指導者養成・資質向上講座受講者数」、「利用者満足度」のすべての項目において目標を達成した。特に、利用者満足度は高い評価を得ており、利用者のニーズに合致した内容の交通安全研修を提供しているものと認められる。また、指定管理者が独自に設定している目標についても、8項目中7項目の目標を達成している。</p> <p>○施設の老朽化が進む中、研修水準を維持するために日常点検を徹底するとともに、専門の業者に定期的な保守管理を委託するなど、適切な維持管理を行っている。また、簡易な修繕については、可能な限り職員で実施するなど、コスト縮減に取り組むとともに、新たな機器を導入し研修内容の充実を図るなど、利用者のサービス向上にも努めていることは評価できる。</p> <p>○アンケートの実施により利用者の声を把握することに努めるとともに、外部の有識者等からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、その結果を業務改善やサービス向上に役立てていることは評価できる。</p> <p>以上のことから、施設の維持管理については、コスト縮減を図りながら利用者のサービス向上への努力姿勢が見られ、県民にとって利用しやすい施設として適切に運営されていると認められる。また、指導者養成・資質向上事業の実施により、市町の交通安全教育活動を支援するとともに、県内の交通安全教育の核として交通安全教育のレベルアップに寄与しているものと認められる。</p> <p>今後は、目標を達成できなかった団体利用者数を増加するため、企業や団体へのPR、センターの魅力積極的にアピールするための事業の実施、参加・体験型施設、無料施設としての利点を活かした研修事業の実施、運転免許センターへの来訪者の誘導など、利用者の地域の偏りを少なくし、県内全域からのさらなる利用者拡大への取組を期待する。</p>
--------	---

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

- (1)交通安全に関する教育の実施
 - ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業
 - 研修対象者別交通安全教育
 - 社会的弱者に視点をのいた参加・体験・実践型交通安全教育
 - 家族連れ等個人利用者の体験研修事業
 - ・指導者養成・資質向上事業
 - 地域・団体・職域等での交通安全指導者の養成・資質向上事業
 - ・遠隔地等での出前型交通安全教育(地域活動)事業
 - 地域での出前型交通安全研修
 - 地域交通安全啓発事業
 - 交通安全各種県大会の支援
- (2)交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供
 - インターネット(ホームページ)を活用した情報発信
 - 機関紙を通じた情報発信
 - 利用促進のための広報・PR活動の実施
 - 展示スペースを活用した交通安全情報の掲示
 - 自転車シミュレータ等交通安全支援ツールの拡充・活用
- (3)調査研究事業
 - 交通事故等分析資料の収集と活用
 - 有効な交通安全教育手法研究
- (4)事業評価
 - 事業内容等評価検討委員会による評価検証
 - 団体利用者(団体研修受講者)及び一般来場者に対するアンケートの実施

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・毎日、始業前・終業後点検及び打合せを励行し、各施設が常に快適に使用でき、安定した運営が保持できるように努めた。また、専門の外部事業者との委託契約により定期的な保守管理を行った。
- ・交通公園遊具の修繕、車両等研修用具のほか、スキッドコース(清掃保守点検により早期の修繕が必要と判断された部分)及び視聴覚機器の修繕等を実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重のための取組
 - 特定の利用者が不快に感じたり不利益を被るような表現・行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体に障がいのある方や高齢者、外国人等の来場者へのサポート、セクハラや暴力、言葉の暴力等人格を無視する行為を許さない明るい職場環境の醸成に努めた。また、職場研修等を通じ、職員の人権問題に関する意識の高揚を図った。
- ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組
 - 団体研修の実施等に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境保護に対する意識の高揚とその実践に努めた。また、ごみの分別、再生紙の利用、コピーの両面印刷等、省資源化に取り組んだ。
- ・男女共同参画社会実現への取組
 - 「事業内容等評価検討委員会」委員に女性委員(1名)を委嘱し、女性の視点からの意見の把握と反映に努めた。また、女性の交通安全教育指導員3名を配置し、幼児・高齢者・外国人等に対して、きめ細やかな事業の実施に努めた。
- ・次世代育成支援対策への取組
 - 子ども連れ利用者が親子で楽しく交通安全について学べるようきめ細かい対応に努めるとともに、交通安全アニメビデオの上映会を実施するなど、親子で利用しやすい環境づくりに努めた。また、子どもを交通事故から守るため、保育園(所)、幼稚園、小学校等の団体研修や出前研修では、指導者向け研修や体系的な安全教育を行った。
- ・ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組
 - 中学生を対象とした団体研修実施時に、UDとバリアフリーの違いや、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性・公平性について確認してもらい、UDに対する周知と意識の高揚を図った。また、用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDの推進に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県交通安全研修センターの管理に関する情報公開実施要領」を定め、情報公開実施の体制を整えている。また、個人情報保護についても、基本協定書別記4「個人情報の保護に関する事項」を遵守し対応している。さらに、これらの取組の一環として、三重県が行う実務研修に参加し、個人情報の取り扱い及び情報公開に対する理解と研鑽に努めている。(※平成24年度中における開示請求はなし。)

⑤その他の業務

- ・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、三重県運転免許センター庁舎消防計画及び三重県交通安全研修センター危機管理マニュアルに基づき、運転免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況			
	平成24年度目標	平成24年度実績	達成率
センター利用者数 (人)	41,000	47,746	116.5%
一般利用者数 (人)	34,320	41,289	120.3%
団体利用者数 (人)	6,000	5,240	87.3%
団体利用数 (団体)	300	424	141.3%
指導者養成・資質向上講座受講者数 (人)	680	1,217	179.0%
地域活動事業 (人)	6,000	14,653	244.2%
出前研修 (人)	2,500	5,371	214.8%
地域啓発活動 (人)	3,500	9,282	265.2%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部	
	H23	H24	H23	H24
指定管理料	41,968,000	41,968,000	事業費	10,235,804
利用料金収入	0	0	管理費	27,168,084
その他の収入	4,882	4,411	その他の支出	0
合計 (a)	41,972,882	41,972,411	合計 (b)	37,403,888
収支差額 (a)-(b)	4,568,994	2,944,714		39,027,697

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	なし
---------	----

4 成果目標とその実績

(1)成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修事業)		
センター利用者数(出前研修を除く) (人)	41,000	47,746
(指導者養成・資質向上事業)		
指導者養成・資質向上講座受講者数 (人)	680	1,217
(その他)		
利用者満足度 (%)	96	96.72
(2)指定管理者独自の数値目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修事業)		
団体利用者数 (人)	6,000	5,240
高齢者・福祉団体等利用者数 (人)	600	658
(地域活動事業・出前研修)		
地域活動事業回数 (回)	40	69
(情報提供・広報PR事業)		
ホームページアクセス回数 (回)	15,000	26,153
ホームページ更新回数 (回)	12	16
広報紙発行回数 (回)	4	4
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数 (回)	2	2
(その他)		
利用後の意識の変化度 (%)	98	98.72
今後の取組方針	<p>成果目標については、3項目全てにおいて目標数値を達成し、独自に設定した目標については、8項目中7項目の目標を達成することができた。次期指定管理期間において、目標を達成した項目については、引き続きサービスの向上を図り、目標を達成できなかった団体利用者数については、施設の利用促進のために企業や団体、学校等へのPR活動を充実していく。</p>	

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H23	H24	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備機器は、研修センターの中心的な役割を担っていることから、利用者の安全確保を第一に良好な状態を維持するために、毎始業前・終業後の点検・清掃を行い、簡易的な保守等については職員で実施し、より良い研修環境の維持を行った。 利用者サービス向上のために様々な媒体を活用し、他機関・団体等との連携を行い利用促進を図るとともに、利用者の声を把握するため、アンケート調査を行い日々研鑽を行った。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 個人利用は、日曜日等は子ども連れ等で多くの利用があるが、平日の利用は日曜日と比べ少ないため、免許取得・更新手続き等の来館者及び付添者に対し、研修センターの利用案内を広報して、施設利用の働きかけを実施し、利用の拡大を図った。 利用者向上の取組として、自転車シミュレータの設置・電動アシスト自転車等を活用した研修を行い、より良い施設利用を図ることができた。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度は第3期指定管理として指導者の育成に積極的に取り組むとともに、新たな研修への取り組みにつとめた。 成果目標については、センター利用者数、指導者養成・資質向上講座受講者数、利用者満足度、すべての項目において目標値を上回った。また、独自に設定した項目も8項目中7項目において目標値を上回った。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>・成果目標に対する達成度は、センター利用者数は47,746人(目標値41,000人)、指導者養成・資質向上講座受講者数は1,217人(目標値680人)、利用者満足度は96.72%(目標値96%)であり、すべての項目において達成することができた。</p> <p>独自に設定した目標項目については、団体利用者数(実績値5,240人、目標値6,000人)の1項目で目標を達成することが出来なかったが、特に交通弱者に対しては、出前型研修においてフォローした(出前型研修受講者5,371人、目標値2,500人)。平成25年においては目標を達成できるようPRに努めたい。</p> <p>・第3期目の指定管理期間は単年度であるが、平成24年度は、新たな研修センターの取組をアピールすべく、パブリシティやマスメディアを活用した広報啓発を行うとともに、経費の節減を意識した事業実施、用紙のペーパーレス化や再利用等の徹底を図るなどコストの縮減を図った。</p> <p>・『ドライブレコーダー』や『簡易型シミュレーション(エコナビ)』を使用した研修、『自転車シミュレータ』及び『電動アシスト自転車』を活用し、改正道路交通法に対応した取組、高齢者をはじめとした歩行者・自転車利用者など交通弱者の交通安全、地域での交通安全指導者の育成に重点を置いた研修の実施と情報発信に努めた。</p> <p>・「交通安全夜間特別研修(交通安全ナイトスクール)」を実施し、幼稚園・小中学校・高等学校・高齢者(団体含む)・各地区交通安全協会等の協力の他、パブリシティを活用した集客・PRを行うなど、事業実施の創意工夫に努めた。</p> <p>・指導者養成資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「交通安全教育指導者研修会」、地域ボランティアとして街頭指導等を行っている地域交通安全活動推進委員・高齢者交通安全指導員などへの「指導者資質向上研修」を実施するなど、様々な機会を通じての指導者養成・資質の向上に努めた。</p> <p>・外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を行うとともに、これらの検証結果については今後の事業改善に活かしていくこととしている。</p> <p>・地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに従い、非常防災訓練を行い、非常時の誘導経路の確認等を行った。</p> <p>・県施策の実現に対する寄与として、人権尊重社会の実現に向けた取組、男女共同参画社会実現に向けた取組、次世代育成支援に向けた取組、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組に努めた。</p> <p>・個人情報保護及び情報公開について、関係法令を遵守した運用に努めた。</p>
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名： 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務(人材育成等)

2 管理業務の実施状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H24	B		施設の管理においては、研修水準を維持するため、毎日の始業前点検等の徹底を図り各施設の快適な利用と安定した運営の保持に努めるとともに、簡易な保守等については職員自身が実施するなど修繕料等のコスト削減を図ることができた。 また、交通安全教育の実施については、教職員を対象にした交通安全教育指導者研修の開催のほか、高齢者の交通事故発生状況を踏まえて夜間特別研修「交通安全ナイトスクール」を実施するなど、創意工夫を凝らした事業を展開しており、県民の交通安全意識の向上に寄与できたものと評価している。

3 施設の利用状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H24	B		団体利用については、幼児から高齢者までの幅広い層に利用されており、それぞれの特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。遠隔地である等の理由から来所が容易ではない団体等に対しては、依頼に応じて出前研修を実施している。 また、個人利用については、日曜日等は家族連れ等の利用が多いが、平日の利用が少ないことから、免許取得・更新等のための運転免許センターへの来館者や付添者のより一層の利用拡大を期待する。

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	41,968,000	事業費	10,937,911
利用料金収入	0	管理費	28,089,786
その他の収入 (過年度法人税等引当戻入収入、預金利息等)	4,411	その他の支出	0
合計 (a)	41,972,411	合計 (b)	39,027,697
収支差額 (a)-(b)	2,944,714		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績			
			成果目標項目	目標値	H24実績値	
H24	B		(1) 成果目標			
			センター利用者数(出前研修を除く)(人)	(H24) 41,000	47,746	
			指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	(H24) 680	1,217	
			利用者満足度(%)	(H24) 96	96.72	
			(2) 指定管理者独自の数値目標			
			団体利用者数(人)	(H24) 6,000	5,240	
			高齢者・福祉団体等利用者数(人)	(H24) 600	658	
			地域活動事業回数(回)	(H24) 40	69	
			ホームページアクセス回数(回)	(H24) 15,000	26,153	
			ホームページ更新回数(回)	(H24) 12	16	
			広報紙発行回数(回)	(H24) 4	4	
			施設を利用した県民へのPR事業の実施回数(回)	(H24) 2	2	
			利用後の意識の変化度(%)	(H24) 98	98.72	
			全期間におけるコメント			
成果目標については、すべての項目において目標を達成している。また、指定管理者が独自に設定している目標についても、毎年度、8項目中7項目の目標を達成しており、概ね目標を達成していると評価している。						

6 総括評価

・成果目標(センター利用者数、指導者養成・資質向上講座受講者数、利用者満足度)については、すべての項目において目標を達成している。また、指定管理者が独自に設定した8項目中、7項目の目標を達成している。

・ドライブレコーダーや自転車シミュレータなど、ニーズに応じた新しい機器を活用し、改正道路交通法に対応した取組、高齢者をはじめとした歩行者・自転車利用者など交通弱者の交通安全対策及び地域での交通安全指導者の育成に重点を置いた研修を実施している。

・独自の取組として、「交通安全夜間特別研修(交通安全ナイトスクール)」、「交通安全教育指導者研修会」等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めている。

・研修受講者へのアンケート調査で高い満足度を得ている。また同時に、利用者のニーズや研修効果の把握に努めるとともに、外部の有識者等で構成する「事業内容等評価検討委員会」を開催し、研修センターの運営の改善に役立てている。

・施設・機器の老朽化が進む中、研修水準を維持するため、毎日の始業前点検等の徹底を図り各施設・機器の快適な利用と安定した運営の保持に努めるとともに、簡易な保守等については職員自身が実施するなど修繕料等のコスト削減に取り組んでいる。

こうしたことから、全期間を通して、利用者にとって使いやすい施設としての運営を行い、コスト縮減と利用者へのサービスの向上が図られたと評価できる。今後は、県内の交通安全教育の核として、市町が推進すべき交通安全教育を支援していく必要がある。

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 - 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 - 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」
「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :
- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 当初の目標を達成している。
 - 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 - 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 :
- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 - 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 - 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

4 新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について

1 経緯

「三重の文化振興方針」策定（平成 20（2008）年 3 月）後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、幅広い観点から 10 年先を見据えた本県の文化振興のあり方を検討し、新たな方針を策定するため、本年 7 月に第 1 回三重県文化審議会を開催して調査審議を開始しました。

また、第 1 回審議会において、「文化交流ゾーン」の魅力を高めるための事業や運営のあり方を調査・審議するため、「文化交流ゾーン検討部会」を設置することが承認されました。

なお、文化審議会及び文化交流ゾーン検討部会の委員名簿は、別添のとおりです。

2 三重県文化審議会の開催経過

これまでの開催経過は、次のとおりです。

なお、それぞれの会議の論点と主な意見は別添のとおりです。

- | | |
|-------------|---|
| 7 月 24 日（水） | 第 1 回 三重県文化審議会
(審議事項) <ul style="list-style-type: none">・新しい文化振興方針（仮称）の基本的な枠組みについて・部会の設置について・検討の進め方について・現状認識と今後の施策の方向性（総論）について |
| 8 月 23 日（金） | 第 1 回 文化交流ゾーン検討部会
(審議事項) <ul style="list-style-type: none">・文化交流ゾーンのめざす姿、ミッション、具体的な連携方策及び文化交流ゾーンの魅力を高めるために留意すべき事項について |

3 今後のスケジュール

今後は、年度内の答申を目途に、引き続き、文化審議会及び文化交流ゾーン検討部会を開催して、調査審議を進めていただきます。

また、文化審議会等における調査審議の状況は、随時、ご報告します。

三重県文化審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏 名	役 職	分 野	性別	検討 部会
	あきよし くみこ 秋吉 久美子	女優	地域文化	女性	
	あさだ まさし 浅田 政志	写真家	写真	男性	○
	いながき ひろし 稲垣 博司	エイベックス・エンタテインメント(株)顧問	音楽	男性	
	かわかみ かんじ 河上 敢二	熊野市長	行政(市)	男性	○
	きしかわ まさゆき 岸川 政之	多気町まちの宝創造特命監	地域活性化	男性	
	こばやし まり 小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	文化政策	女性	
	たむら たかこ 田村 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ館長 文化ジャーナリスト	芸術・文化	女性	
	ちくさ きよみ 千種 清美	文筆家、皇學館大学非常勤講師	メディア	女性	○
副会長 部会長	とよだ ながやす 豊田 長康	鈴鹿医療科学大学学長	教育	男性	○
	なかむら ただあき 中村 忠明	(公財)三重こどもわかもの育成財団理事	企業	男性	○
	はやみ とおる 速水 亨	速水林業代表	地域活性化	男性	
会長	もり きみこ 森 公子	津市立藤水小学校校長	学校教育	女性	
	やました はるこ 山下 治子	(株)アム・プロモーション「ミュゼ」編集長	情報発信	女性	○
	よしだ よしゆき 吉田 悦之	本居宣長記念館館長	伝統文化	男性	
	よしもと みつひろ 吉本 光宏	(株)ニッセイ基礎研究所 社会研究部門 主席研究員・芸術文化プロジェクト室長	文化政策	男性	

第1回文化審議会及び第1回文化交流ゾーン検討部会の論点と主な意見

第1回文化審議会

<論点>

- ・ 今、「文化」を巡ってどのような環境の変化が生じているのか。
また、これからの10年を見据えた場合、どのような変化に注目すべきか。
- ・ 一方で、これからの10年も変わらず「文化」に期待されることは何か。
- ・ 広域自治体としての県の文化行政が担うべき役割はどのようなものか。
- ・ 県は文化行政によりどのような「三重の姿」をめざすべきか。
- ・ めざす姿の実現に向けて、県はどのような分野・施策に注力していくべきか。

<主な意見>

(方針における文化の捉え方)

- ・ 今回の方針で対象とする「文化」はできるだけ幅広く捉えていただきたい。いま文化振興は「文化」のためだけのものではなく、文化振興は行政全体のイノベーション（革新）につながるものという打ち出し方をしてもいいのではないか。

(みえの文化の特長)

- ・ これまで行政は神社関係のことには触れにくかった面があると思うが、三重県独自の文化を育んできた伊勢神宮の精神を取り入れることも重要ではないか。
- ・ 熊野は古来中央が行き詰まったときの指針を示してきた場所。どこの都道府県でも通用するような方針を作ったというのではなく、ここ（三重・熊野）は爆発力、起爆力を持っているんだということを意識してほしい。
- ・ 日本は自然災害が多く、資源の少ない、住むには劣悪な国だったが、結構いい国になってきている。その歴史はこの紀伊半島（熊野と伊勢）に集約されているといてもいい。三重県にそのような熊野と伊勢があることが重要。やはりそれらを中心にやっていかなければならない。
- ・ 歴史的な意味で「文化力」のある所は、中央から離れている所が多い。中央から離れていることにも意味があるのではないか。

(今後の県の取り組み)

- ・ 子どもたちを取り巻く環境にどのように文化の要素を取り入れていくのが、次代を担う子どもたちを育てる上で重要である。

- ・ 文化施設が生活に身近なものになるにはどうすればいいのかと思うし、また、子どもたちにもっと活用してもらえばいいのではないかと思う。
- ・ 文化は本来的には民間が担うべきだとは思いますが、行政はそのための環境整備に手をさしのべるのが大事である。
- ・ 今後方針の推進にあたって、いかに個人や法人に協力してもらえるか。アメリカでは民間財団の活動が中心で政府はあまり関与しないということだが、三重県でもそういう風土が根付くようにしてもらえればと思う。

(文化交流ゾーンのあり方)

- ・ 魅力的な施設がたまたま近くにあつてゾーンを形成しているという捉え方をした方がよい。一つでも魅力的な施設があれば行きたくなるし、誇りも持てる。個々の施設に魅力がないとゾーンごと魅力がないものになってしまう。
- ・ 県外のお客さんが伊勢神宮や熊野に行く途中で、ぜひ、津にも立ち寄っていただけるような文化交流ゾーンにしてほしい。

第1回文化交流ゾーン検討部会

<論点>

- ・ 文化交流ゾーンの目指す姿
- ・ 文化交流ゾーンのミッション
- ・ 文化交流ゾーンを構成する施設の具体的な連携方策
- ・ 文化交流ゾーンの魅力を高めるために留意すべき事項

<主な意見>

(目指す姿・ミッション)

- ・ 「子どもからお年寄りまで、誰でも気軽に訪れることができ、出会いや交流を通じて、新たな発見、さらなる学習意欲が引き出され、何度でも訪れたいくなる場」などというこれまでの検討内容に加えて、子どもが大人に成長していく過程において何度も足を運ぶという時間軸の視点を加えるとよい。
- ・ 文化交流ゾーンの機能を充実させ、県内で突出した機能にすることにより、地域文化への刺激、地域文化の底上げを期待する。

(事業連携)

- ・ 多くの人に来てもらうためには、楽しい場所であることが必要。芸術的で、高質な専門家の視点での取組だけではなく、広く県民を対象とした面白い仕掛けが必要である。例えば県民からの企画提案の実施や展示作品の説明表示等についての工夫（県民が見たい展示を）。
- ・ 各施設からは三重県らしさが充分には感じられないので、各施設間の専門分野を越えた連携や、専門分野を越えた学芸員の人事異動などにより、新たな魅力を創出していくことも検討すべき。

(その他留意すべき事項)

- ・ 現在、各施設の実施事業について、地域まで情報が届いていないので、情報発信を強化することが必要である。

(その他)

- ・ これまでの各施設の連携については、一定の評価はするが、まだ充分ではないので、組織を一体化することを検討すべき。

5 新県立博物館の開館に向けた取組について

1 開館までの主なスケジュールについて

	平成25年			平成26年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
運営体制	運営に係る規則等の整備							
	みんなで作る博物館会議			「活動と運営の方針」完成				
	新しい県民参加組織の整備			(募集)				
広報 開館事業	MMMプロジェクトの実施(思い出ミュージアム、いわしプロジェクト)							
	伊勢を巡る連携シンポ			式典・内覧会				
	(事業者の選定・調整)			(大規模広報の実施)				
展示工事	【基本展示】	(現場製作)		(屋外展示)			開 館	
	(工場製作、建築工事調整)							
	【企画展示】	(決定したものから企画、準備、広報、資料借用ほか)						
建築工事	連絡ブリッジ工事			供用開始				
	外構工事							
	サイン・道路標識等調整							
	保守管理(警備、清掃、電気工作物)							
引越	資料移転・くん蒸							

2 開館年度（平成26年度）の企画展示計画について

開館年度の企画展示は、総合博物館の特色を生かして、新県立博物館の姿勢や各分野を代表するテーマによる複数の「開館記念企画展」、また、三重県博物館協会やまちかど博物館、県内企業などとの連携による「交流展」、基本展示を補完する「トピック展」など、さまざまなニーズの来館者に三重の多様で豊かな自然や歴史・文化を感じていただける展覧会を計画しています。計画にあたっては、次の点に注力しています。

- ・新県立博物館の特色、めざす姿・活動の方向性を示す
- ・三重のすばらしさを全国に発信、また、県内での認識を高める
- ・多様な主体との連携を図り、博物館とのかかわりを広める
- ・子どもたちの学びや家庭での対話を支援する
- ・博物館の枠組を越える、楽しく挑戦的な“おもしろい”展示を展開する

※ 詳細は別紙1のとおりです。

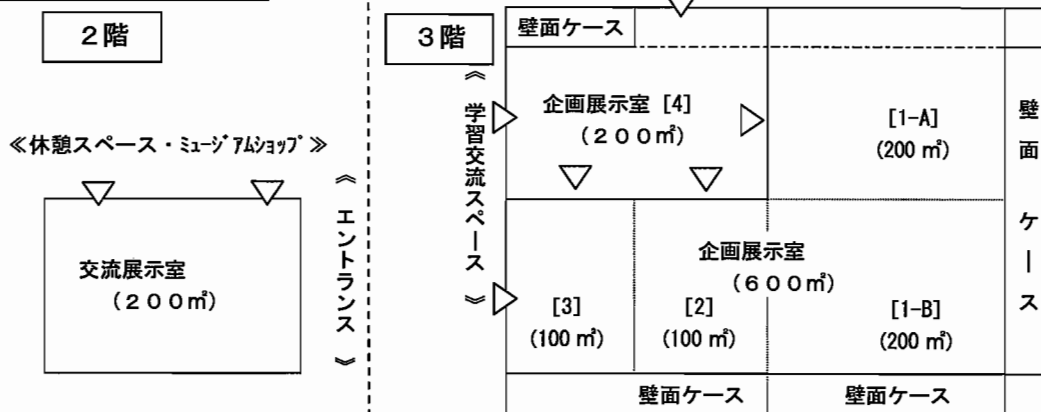
3 新県立博物館の整備に係る「7項目」の取組状況について

「7項目」の取組状況について、別紙2のとおり報告します。

平成26年度の企画展示実施計画（案）

年度 月	3階 企画展示室				2階 交流展示室 (200㎡)	備 考
	1A (200㎡)	1B (200㎡)	2 (100㎡)	3 (100㎡)	4 (200㎡)	
H26 4月						
5月	①開館記念企画展〔第1弾・春季〕 800㎡ 「【仮】MieMu発進!」《総合》				⑫トピック展示 「【仮】MieMu 誕生物語～み んなでつくっ た博物館～」	
6月	②開館記念企画展〔第2弾・春季〕 600㎡ 「【仮】日本の心 第62回神宮式年遷宮写真展」《人文》					
7月	⑦交流展示 900㎡ 三重県博物館協会40周年記念 「【仮】我が館はここから始まった」		仮ミエゾウ展 プレ展示			
8月	③開館記念企画展〔第3弾・夏季〕 1000㎡ 「【仮】でかいぞ ミエゾウ! ～化石が語る巨大ゾウの世界～」《自然》					⑭移動展示 (時期未定)
9月						
10月	④開館記念企画展〔第4弾・秋季〕 600㎡ 「【仮】いのりといやしの地 熊野」《人文》			⑬壁面ケ ー	⑧交流展示 (企業など協働展示)	※内容は、 開館記念 第1弾か ら抽出
11月						
12月	⑤開館記念企画展〔第5弾・冬季〕 400㎡ 「【仮】三重県が生まれた日 ～公文書こみる激動の明合～」《公文書》		⑨交流展示 600㎡ 「【仮】三重のまちかど博物館展」			
1月					⑭トピック展示 「【仮】くまの直木を つむぐ」(仮)	
2月			ウェディング プレ展示			
3月	⑥開館記念企画展〔第6弾・冬春季〕 600㎡ 「【仮】ふたりのウェディング事情」《人文》				⑩交流展示 (県民 参加組織による展示) ⑪交流展示 しぜん文化祭	⑮移動展示 (時期未定)
H27 4月						

企画展示室等構成概念図



1. 開館記念企画展

①開館記念企画展 〔第1弾・春季〕

(仮題) Mi e Mu 発進!

【会 期】4/19(土)～5/18(日) 26日間

【会 場】企画展示室(800㎡)

【内 容】博物館が収蔵する三重の豊かな自然や文化を物語る資料、また次世代が過去や未来を考えるうえで必要な資料を、資料が持つ“すごさ”とともに紹介します。また、県民の皆さんとともに行った取組を介して、博物館が目指す方向性を提案します。

【主な資料】鳥居古墳押出仏、東海道五十三次之内庄野、豊饒御陰参之図、三重県水産図解、伊藤又五郎家文書、古萬古盛盞瓶(こばんこ せいさんびん)、浮絵駿河町呉服屋図、世界のカモシカ類、トリケラトプスほか



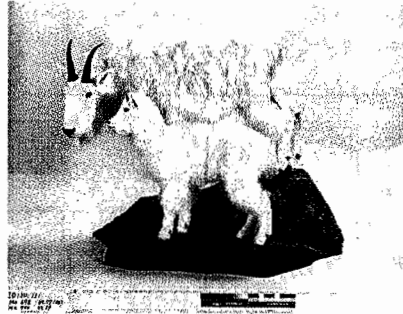
歌川広重 東海道五十三次ノ内 庄野



豊饒御陰参之図



古萬古盛盞瓶



世界のカモシカより シロイワヤギ



トリケラトプス

②開館記念企画展 〔第2弾・初夏季〕

(仮題) 日本の心 第62回神宮式年遷宮写真展

【会 期】5/24(土)～6/22(日) 27日間

【会 場】企画展示室 1A. 1B. 2. 3(600㎡)

【内 容】式年遷宮の様々な情景について、百年以上にわたり神宮御用紙として使用されている伊勢和紙の柔らかな素材を活かした写真展を開催します。写真家の南川三治郎(みなみかわ さんじろう 1945年-)氏は三重県出身で、外国人として初めてヴェルサイユ宮殿の全貌についての撮影が許可された人物です。平成20年から第62回式年遷宮への取材・撮影に取り組んでおられます。

【共 催】中日新聞社

【特別協力】神宮

【主な資料】式年遷宮写真



③開館記念企画展 [第3弾・夏季]

(仮題) でかいぞ ミエゾウ! ~化石が語る巨大ゾウの世界~

【会 期】7/29(火)~9/28(日) 54日間

【会 場】企画展示室+交流展示室(1,000㎡)

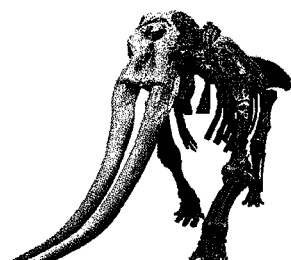
(プレ展示【会期】7/5(土)~7/27(日) 20日間 【会場】企画展示室3 100㎡)

【内 容】全長8m近くある国内最大の陸生哺乳類-ミエゾウ-の足跡が、展示を行うまさにその場所から発見されました。今回、約350万年前のミエゾウや当時の様々な化石、その後のミエゾウが進化して小型化したアケボノゾウや当時の気候激変の証拠となる化石を一堂に展示します。

【主な資料】ミエゾウ明(あきら)標本(実物)、古琵琶湖層群産巨大足跡群(15×5.6m)、コウガゾウ等の全身骨格、全国産出のミエゾウなど化石ほか



ミエゾウ明(あきら)標本



コウガゾウ全身骨格標本



ミエゾウ足跡化石展示イメージ

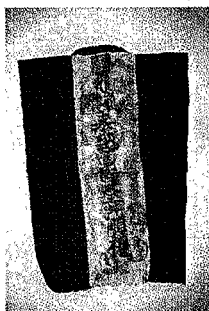
④開館記念企画展 [第4弾・秋季]

(仮題) いのりといやしの地 熊野

【会 期】10/11(土)~11/24(月) 39日間

【会 場】企画展示室1A.1B.2.3(600㎡)

【内 容】紀伊山地の霊場と参詣道世界遺産登録10周年を記念して、熊野の歴史と文化について、三重県内に残る文化財等を中心に紹介します。



笈摺(おいずる)



熊野の本地



熊野観心十界曼荼羅

⑤開館記念企画展 [第5弾・冬季]

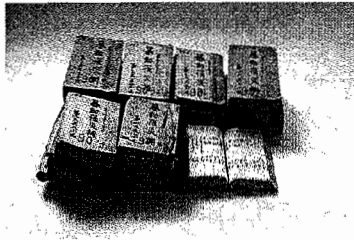
(仮題) 三重県が生まれた日 ~公文書にみる激動の明治~

【会 期】12/3(水)~2/15(火) 60日間

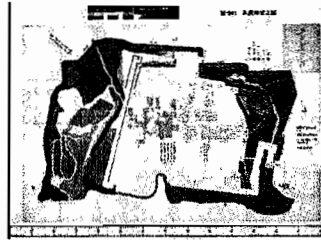
【会 場】企画展示室1A.1B(400㎡)

【内 容】三重県庁に引き継がれてきた歴史的公文書である明治期公文書・絵図地図の紹介、及び三重県が誕生した明治9年頃までの出来事や行政文書に含まれるトピックや絵図地図から三重県の特徴を抽出し、三重県の明治時代を描きます。

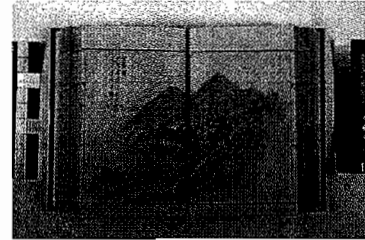
【主な資料】遷宮関係、地租改正反対一揆、明治天皇の神宮参拝、士族の家禄奉還、内国勸業博覧会など



地租改正反対一揆関係簿冊



久居陣営図



鮎物類産地図

⑥開館記念企画展 〔第6弾・冬春季〕

〔仮題〕ふたりのウェディング事情

【会 期】2/26(木)～4/13(月) 41日間

【会 場】企画展示室 1A. 1B. 2. 3 (600 m²)

(プレ展示古写真【会期】1/10(土)～2/25(水) 41日間 【会場】企画展示室 3 (100 m²))

【内 容】結婚を考える若い世代や、花嫁さんに憧れる女の子たちをおもな対象に、いまどきの結婚式の事情や、あまり知られていない三重県の結婚式の風習を紹介します。関連行事として、博物館で1組限定の結婚式を行います。

【主な資料】婚礼衣装・ウェディングドレス・みんなの婚礼写真・結婚情報誌・縁結びのパワースポット・三重県の結婚式のおもしろい風習



2. 交流展示

⑦交流展示 三重県博物館協会40周年記念

〔仮題〕わが館はここから始まった ～県内博物館・美術館・資料館・水族館61館大集合～

【会 期】6/28(土)～7/13(日) 14日間

【会 場】企画展示室 1A. 1B. 2. 4+交流展示室 (900 m²)

【内 容】三重県博物館協会加盟の52機関61施設が集まり、各館の成立に関わる「わが館はここから始まった」という一品を展示します。また、各館の特徴ある学芸員の仕事の紹介をします。

【共 催】三重県博物館協会加盟館園

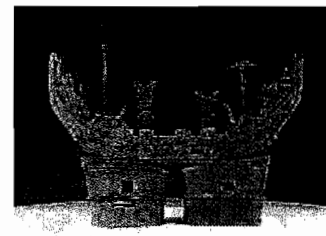
【主な資料】三重県博物館協会加盟の各館園の創立に関わる資料や特徴をあらわす資料ほか



戦前の神宮徴古館



昭和天皇行幸時の写真:剥製は県博で収蔵



宝塚1号墳 船形はにわ

⑧交流展示

企業とのコラボレーション展示

【会 期】10/4(土)～11/24(月) 45日間

【会 場】交流展示室(200㎡)

【内容・共催・協力】県内企業と調整中

⑨交流展示

(仮題) 三重のまちかど博物館展

【会 期】11/29(土)～12/23(火) 21日間

【会 場】企画展示室 2. 3. 4+交流展示室(600㎡)

【内 容】三重県には約500館ものまちかど博物館があり、各館が地域の特色ある文化資産や伝統の技などを展示、公開しています。このような資料等を一堂に会して展示、公開することにより、県民のみなさんにまちかど博物館を知ってもらい、理解を深めってもらう機会とします。

【協 力】各まちかど博物館

【主な資料】各まちかど博物館の資料など

⑩交流展示

県民参画組織(名称未定)による展示

【会 期】3/7(土)～3/15(日) 8日間

【会 場】交流展示室(200㎡) 実習室(ワークショップのみ) 3F ワークショップスペース(休日のみ)

【内 容】県民参画組織(名称未定)の1年間の活動を広く紹介する。各グループのブース展示や、ワークショップ(日時やメニューは期間中の日によって変わる)の実施



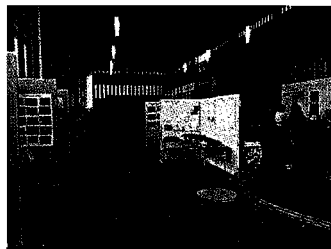
⑪交流展示

しぜん文化祭(予定調整中)

【会 期】3/21(土)～3/22(日) 2日間

【会 場】交流展示室(200㎡)

【内 容】自然関係の市民団体や博物館などが集まり、活動の紹介や交流を深めるイベント



3. トピック展示

⑫ トピック展示

(仮題) Mi e Mu 誕生物語 ～みんなで作った博物館～

【会 期】 4/19(土)～6/24(火) 57日間

【会 場】 交流展示室(200㎡)

【内 容】 三重県総合博物館が開館するまで、県民・利用者みなさんが、“わたしの博物館”
と思って大事に使ってもらえる博物館づくりのために、こだわり続けた昭和60年から平成26年の開館までの10,000日間の様子を紹介します。

【主な資料】 現博物館の活動写真、新県立博物館の建築・展示製作の検討にかかる模型・資材・
材料検討資料、ティーンズプロジェクト関係資料ほか



新県立博物館模型



新博ティーンズプロジェクト



みんなで見つけた建設地の化石

⑬ トピック展示

(仮題) 暮らしの道具を使ってみよう (体験)

【会 期】 1/10(土)～2/22(日) 38日間

【会 場】 交流展示室(200㎡)

【内 容】 小学校3年生で学ぶ「昔の暮らし」に合わせて、かつて生活の中で用いられていた
道具を展示するとともに、実際に使用体験を行います。

【主な資料】 洗濯板 石臼 ダイアル電話



4. 移動展示

⑭ 移動展示 場所未定

⑮ 移動展示 場所未定

①の企画展から選りすぐった資料を県内諸施設で移動展として実施

5. その他

⑯ 企画展示室 4

壁面ケース

季節ネタ、新聞記事や寄贈資料などについてフレキシブルに展示
または、1ヵ月ローテーションで展示計画を立てて展示
あるいは、企画展との関連を見据えて展示

新県立博物館整備に係る「7項目」の取組状況について

項目	取組状況
①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月の常任委員会でお示した「収支計画」の実現に向け、多様な収入の確保に向けた企業等への寄附・協賛依頼を実施中 平成25年9月20日現在、142社を訪問。多くの企業で検討いただいているところであり、寄附11件(10,700千円)、パートナーシップ会員20件(1,180千円)の申込あり 引き続き、訪問済企業のフォローと参加企業の新規拡大に取り組む
②入館者増、企業からの寄附などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> 新県立博物館に愛着や親しみを持っていただこうと、全国に募集した愛称について、1,061件の作品の中から「Mi eMu」(みえむ)に決定。同時に、ロゴマークやテーマカラー(オレンジ)、開館に向けたシンボル(ミエゾウ)などについても決定し、8月12日に発表会を実施 “わたしの博物館”づくりに向けた一環として、県民参画型プロジェクトである「MMMプロジェクト」を展開中(これまでに9プロジェクト約5,300名が参加) 今秋以降、マスコミを通じた情報発信や公共交通機関を利用した広告宣伝など、大規模広報を実施
③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月に第1回を開催以降、昨年度までに4回開催。本年度は4回開催予定。 [第1回：平成25年5月29日] (議題) <ul style="list-style-type: none"> 三重県総合博物館条例(案)について 新県立博物館開館後における懇話会の位置づけについて 戦略的な広報活動の実施に向けた取組状況について [第2回：平成25年9月9日] (議題) <ul style="list-style-type: none"> 開館に向けた戦略的な広報活動に向けた取組状況について 企業等からの金銭的支援に係る取組状況について 三重県総合博物館の活動と運営に係る評価体制の構築について 学習交流スペースの検討状況について [第3回：平成25年11月頃、第4回：平成26年1～2月頃(予定)] (議題(案)) <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の展示、事業計画について 開館以降の県民参画組織について 平成26年度以降の経営向上懇話会について
④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること	<ul style="list-style-type: none"> 寄附・協賛など資金的な協力だけでなく、展示やイベントでの協働、広報や誘客での連携など、さまざまな観点からの連携実現に向けて、企業訪問の際に参加の呼びかけを実施 平成26年度に企業との連携による企画展示を実施予定
⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> NHK津放送局及び津市との協議を進めるとともに、関係自治会長に対して経緯説明等を実施
⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること	<ul style="list-style-type: none"> 展示室屋根上部への太陽光パネル(当初計画20kw+追加100kw)設置を平成25年3月に完了 新県立博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部への太陽光パネル(2.5kw)設置を平成25年度に実施
⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること	<ul style="list-style-type: none"> 博物館評価に係る学識経験者等との勉強会を実施 地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出し、評価システムの指標に反映するための検討を行っており、平成25年度中にとりまとめ

県費負担の削減について

開館後の年間運営費については、「新県立博物館基本計画（平成 20 年 12 月）」において、人件費（2 億円）、事業費（1 億円）、管理費（1 億 5,000 万円）をあわせた 4 億 5,000 万円としています。

収入、支出両面における経営努力により、平年ベース（開館 5 年目程度を想定）において、年間運営費 4 億 5,000 万円の 2 割相当（9,000 万円）の県費削減をめざして取り組んでいきます。

(1) 収入

観覧料収入について、経営努力を行い多くの来館者がある全国博物館の動向等を踏まえて、展示観覧者数を上方修正（87,000 人→140,000 人）するとともに、新たに、企業からの協力（寄附、協賛、コーポレーション・デーなど）や、施設の活用、公的団体等の助成金・補助金の獲得等に取り組むことにより、6,900 万円の増収を図ります。

(単位：千円)

項目	基本計画 策定時(H20.12)	今回収入見込額			備考
			経営努力額	ベース分	
観覧料収入		42,000	30,000	12,000	
企業からの協力		8,000	8,000	0	協賛、コーポレーション・デー等
施設活用による収入		10,000	8,500	1,500	ミュージアムショップ、自販機事業者からの収入等
その他事業関連収入		2,500	1,500	1,000	地域課題等の調査研究受託、研究機器を活用した分析受託等
公的団体等の外部資金獲得		12,000	12,000	0	文化庁、各種財団からの助成金、補助金等
外部資金を活用した基金からの繰入		9,000	9,000	0	企業からの寄附、ネーミングライツ等
(小計) 県費以外の収入		83,500	69,000	14,500	
県費	450,000	345,500			
合計	450,000	429,000	69,000	14,500	

(2) 支出

維持管理費・一般管理費、人件費については、契約実績のほか、指定管理者制度の導入によるスケールメリットや運営内容の効率化を考慮して精査したほか、事業費について、節減努力等により 3% 減を目指すことで、2,100 万円の縮減を図ります。

(単位：千円)

	基本計画策定時(H20.12)	今回支出見込額	削減額
事業費	100,000	97,000	△3,000
維持管理費・一般管理費	150,000	140,000	△10,000
人件費	200,000	192,000	△8,000
合計	450,000	429,000	△21,000

69,000 千円 + 21,000 千円 = 90,000 千円